

平成30年度

市 税 概 要

小 田 原 市

目 次

第1章 総 括

1	沿革	1
2	小田原市行政機構図	2
3	税務機構、職員数及び税務事務分掌	4
4	平成30年度一般会計・特別会計・企業会計予算	5
5	平成30年度一般会計予算額及び構成比	6
6	市税当初予算額比較	6
7	年度別市税決算額(収入済額)	7
8	年度別市税収納状況	8
9	平成29年度市税決算額一覧表	10
10	市税(現年課税分)の推移(平成元年以降)	12

第2章 賦 課

1	市 民 税	
(1)	平成30年度市民税の納税義務者に関する調	14
(2)	平成30年度個人市民税の所得区分別納税義務者等に関する調	15
(3)	平成30年度所得区分別所得割額調	16
(4)	平成30年度分に係る所得控除等の人員等に関する調	18
(5)	市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調	19
(6)	市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調の推移(平成元年度～)	20
2	固 定 資 産 税	
(1)	土地の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)	21
(2)	土地に関する概要調書(総括表)	23
(3)	宅地介在農地等に関する調	25
(4)	宅地に関する調(法定免税点以上のもの)	27
(5)	土地に係る負担調整措置等による軽減額に関する調	28
(6)	家屋に関する概要調書(総括表)	29
(7)	木造家屋に関する調	29
(8)	木造以外の家屋に関する調	31
(9)	新增分家屋に関する調	33
(10)	減少分家屋に関する調	34
(11)	家屋の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)	34
(12)	軽減税額等に関する調(家屋)	35
(13)	償却資産の価格等に関する調	36
(14)	償却資産の課税標準の特例規定を受けるものに関する調	37
(15)	固定資産税・都市計画税年度別調定額(現年課税分)の推移(平成元年度～)	38

3	軽自動車税	
(1)	年度別当初課税台数及び調定額の推移	39
(2)	平成30年度軽自動車税課税状況	40
4	市たばこ税	
(1)	年度別種類別の売渡本数及び税額	41
5	入湯税	
(1)	課税対象入湯客数に関する調	42
(2)	年度別調定額に関する調	42
(3)	特別徴収義務者数	42
(4)	入湯税の使途	42
6	都市計画税	
(1)	都市計画区域及び課税区域に関する調	43
(2)	納税義務者に関する調	43
(3)	地積及び床面積等に関する調(法定免税点以上のもの)	43
(4)	決定価格及び課税標準額に関する調(法定免税点以上のもの)	43
7	特別土地保有税	43

第3章 徴収

1	市税収納率の推移	44
2	年度別市税滞納処分(差押え・公売)状況	45
3	年度別督促状発付状況	45
4	市税の滞納に対する特別措置に関する条例	45
5	市税滞納審査会	45
6	市税の納付方法別の件数及び割合	46
7	市税の納期内納付率(前年度比較)	46
8	年度別市税延滞金徴収状況	47
9	市税不納欠損額の推移(欠損事由別)	47
10	納税貯蓄組合の組織状況	47

第4章 その他の資料

1	市税の負担額比較表	48
2	市税調定額比較表	48
3	税証明手数料等	49
4	納税義務者等に関する調	49
5	固定資産評価審査委員会への審査申出状況	50
6	市税の賦課・徴収に要する経費調	50
7	平成29年家屋建築状況調	51
8	平成29年登記済通知書に関する調	51
9	電算処理業務の現況	51
10	市税の税率表	52
11	市税税率の推移	55
12	税制一覧	75
13	おもな税金の納期一覧表	76

第1章 総括

1 沿 革

(1) 沿 革

小田原の地名は、一説には、原野に小田を開墾したことから起こったと言われ、歴史上、平安時代末から鎌倉時代にかけての古文書にその地名が見られる。

古く縄文時代から人々が住み着いていたらしく、各所の遺跡から当時の石器や土器が出土している。

中世に入ると、大森氏が築城居住し、その後北条氏が大森氏を滅ぼし、以後96年間にわたり、関東の政治・経済・文化の中心都市として大いに繁栄した。

北条氏滅亡後は、大久保氏、阿部氏、稲葉氏を城主とし、江戸時代には東海道の箱根越えを控えた宿場町として賑わった。

明治4年には、廃藩置県により小田原県、さらに足柄県となり、明治9年には神奈川県在所管となり、県庁の支庁が置かれた後、明治22年の町村制の施行により小田原町となり、昭和15年には市制を施行し、小田原市となった。

さらに平成12年には特例市の指定を受け、神奈川県西部の中心都市として発展を続けている。

(2) 位置及び市勢

小田原市は、神奈川県西部に位置し、東京から南西へ約80kmの距離にある。

市域は、東西17.5km、南北16.9km。面積は113.81km²で、市としては横浜市、相模原市、川崎市について県内19市中4番目の広さを有している。

南西部は真鶴町、湯河原町、箱根町と、北部は南足柄市、開成町、大井町と、東部は中井町、二宮町と接している。

中央部には酒匂川が南北に流れ足柄平野を形成し、南部は相模湾に面している。

鉄道は、東海道本線を始め、東海道新幹線、小田急線、大雄山線、箱根登山線が走り、市内に18の駅を有している。

道路は、東西に国道1号、西湘バイパス、小田原厚木道路(国道271号)が、また、南には国道135号、北には東名高速道路へと接続する国道255号が走り、交通の便に恵まれている。

< 市域・人口・世帯数の推移 >

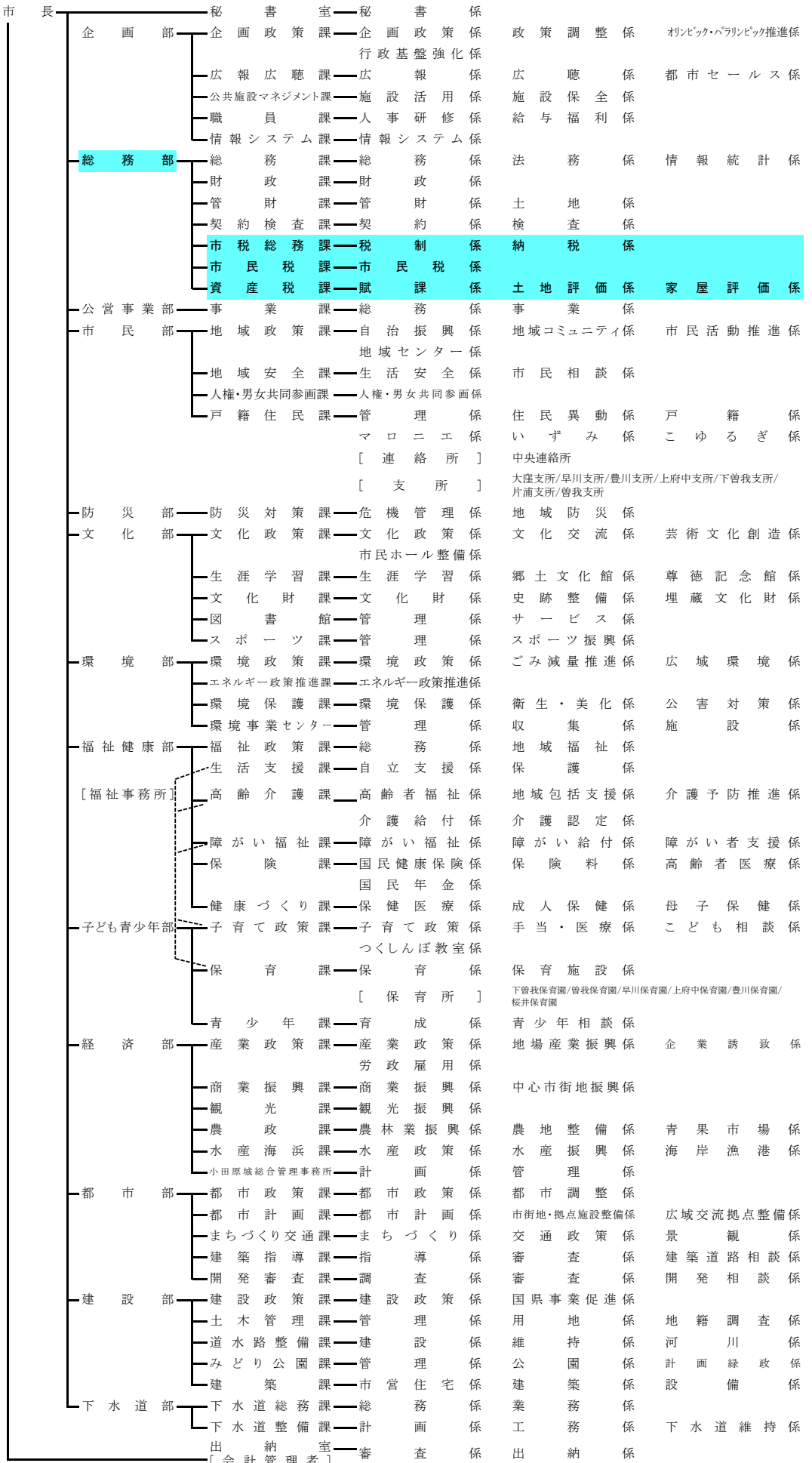
年	区分	世帯数 (世帯)	人口 (人)	面積 (km ²)	備 考
昭和15年		10,749	54,699	57.54	12月20日市制施行
〃 23年		15,175	73,638	61.27	下府中村合併(8月1日常住人口調査時点)
〃 25年		15,465	75,334	65.00	桜井村合併
〃 29年		17,374	85,899	100.95	国府津町他合併
〃 31年		23,074	116,698	105.94	曾我村分村合併
〃 46年		42,492	166,211	114.24	橘町合併
平成8年		68,601	200,279	〃	
〃 10年		70,087	200,329	114.06	
〃 12年		71,532	200,173	〃	特例市指定
〃 18年		75,581	198,951	〃	
〃 19年		76,520	198,881	〃	
〃 20年		77,266	198,698	〃	
〃 21年		78,013	198,341	〃	
〃 22年		77,793	198,327	〃	
〃 23年		78,305	197,733	〃	
〃 24年		78,981	196,880	〃	
〃 25年		79,656	196,073	〃	
〃 26年		80,289	195,125	〃	
〃 27年		79,120	194,086	〃	4月1日特例市制度廃止
〃 28年		79,872	193,313	113.81	面積計測方法変更(国土地理院)
〃 29年		80,642	192,407	〃	
〃 30年		81,087	191,181	〃	

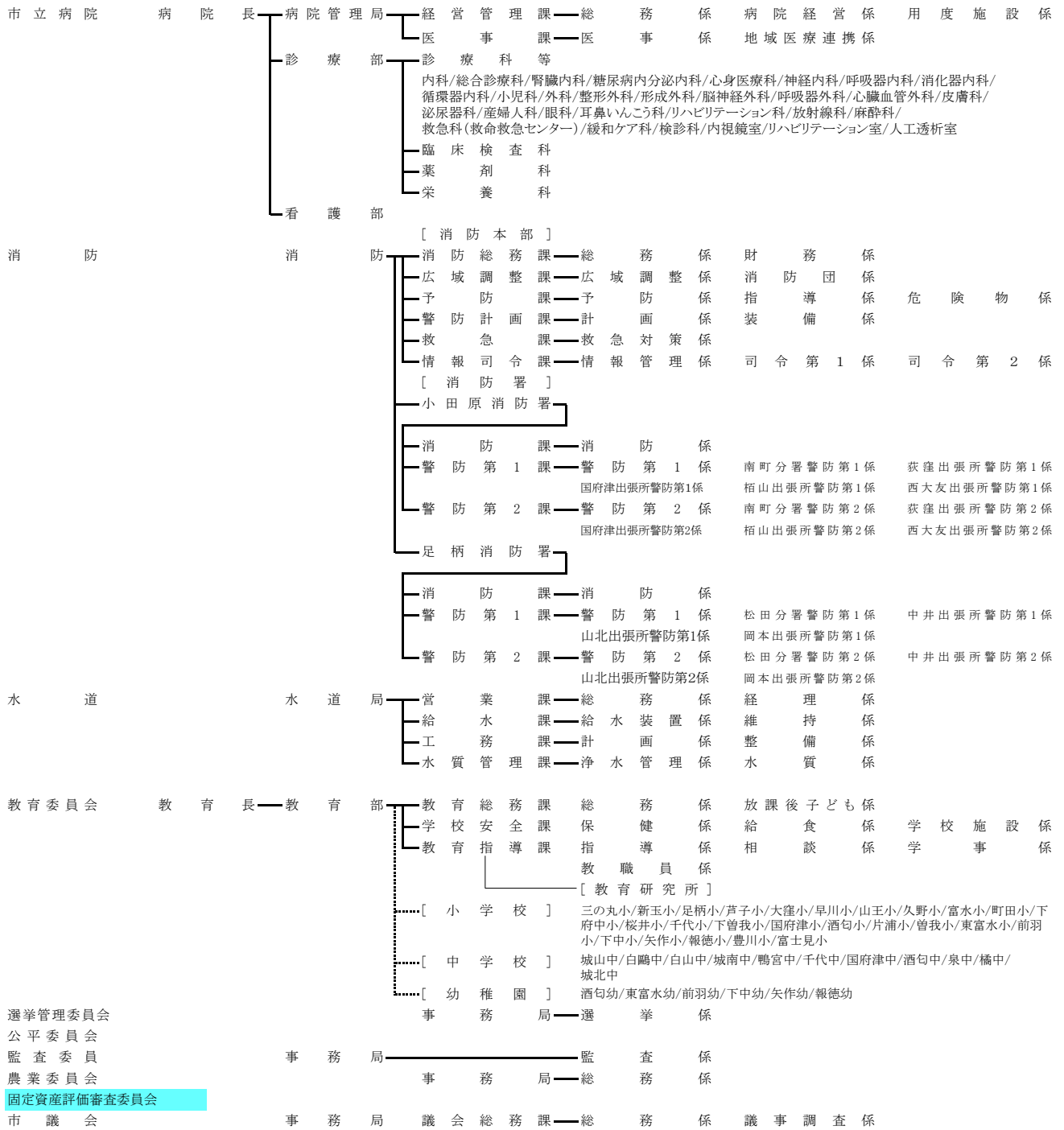
注)備考欄に注記しない限り、10月1日現在の世帯数・人口を示す。

2 小田原市行政機構図

(平成30年4月1日現在)

市長 副市長





区分	部・部相当	課・課相当	係・係相当	
市長部局	13	56	145(147)	* 連絡所、支所、保育所、教育研究所、小学校、中学校、幼稚園は、左記の数に含まれていない。 * 市立病院の数は、診療部、看護部を除く。 * 消防署の課の数は、消防署を除く。 * ()内は、平成29年4月1日の数
市立病院	1	2	5	
消防	1	12	37	
水道	1	4	8	
教育委員会	1	3	9	
選挙管理委員会	—	1	1	
公平委員会	—	—	—	
監査事務局	1	—	1	
農業委員会	—	1	1	
固定資産評価審査委員会	—	—	—	
市議会	1	1	2	
計	19	80	209(211)	

3 税務機構、職員数及び税務事務分掌

(平成30年4月1日現在)

部	課	係	職 名	事 務 分 掌
総務部	市税総務課		課 長 1	1 税務事務の総合的企画に関する事 2 税制の調査及び研究に関する事 3 軽自動車税及び市たばこ税の賦課、調定及び調査に関する事 4 入湯税に関する事 5 市税及び個人の県民税(以下「市税等」という。)の収納管理に関する事 6 自動車の臨時運行許可に関する事 7 固定資産評価審査委員会に関する事 8 納税意識の啓発に関する事 9 市税等の口座振替及び口座振替に係る他の課との連絡調整に関する事 10 市税等の督促及び滞納処分に関する事 11 市税等の欠損処分及び滞納処分の執行停止に関する事 12 市税等の付帯金及び軽自動車税の減免に関する事 13 市税等の過誤納金の還付又は充当に関する事 14 市税等の徴収嘱託及び受託に関する事 15 市税滞納審査会に関する事 16 税務関係の予算調整及び執行管理に関する事 17 他の課に属さない税務事務に関する事
			副 課 長 2	
		税制係	係 長 1	
			主 査 2	
			主 任 2	
			主 事 2	
			計 7	
		納税係	係 長 3	
			主 査 4	
			主 任 1	
			主 事 7	
			主 事 補 1	
		計 16		
		徴収指導員(嘱託) 2		
		計 28		
総務部	市民税課		課 長 1	1 市民税の調定に関する事 2 個人の市民税及び県民税(以下「市県民税」という。)並びに法人の市民税の賦課に関する事 3 市県民税及び法人の市民税の課税資料等の調査に関する事 4 市県民税及び法人の市民税の減免に関する事
			副 課 長 2	
		(普通徴収)市民税係	係 長 1	
			主 査 1	
			主 任 2	
			主 事 5	
			主 事 補 1	
		計 10		
		(特別徴収・法人)市民税係	係 長 1	
			主 査 1	
主 任 2				
主 事 2				
計 6				
計 19				
総務部	資産税課		課 長 1	1 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の課税資料の調査に関する事 2 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の賦課及び調定に関する事 3 固定資産の評価及び価格の決定に関する事 4 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関する事 5 固定資産課税台帳の縦覧に関する事 6 固定資産税及び都市計画税の減免に関する事 7 市税等に係る証明に関する事 8 固定資産に係る証明及び公簿等の閲覧に関する事 9 国有資産等所在市町村に係る交付金に関する事
			副 課 長 3	
		賦課係	主 査 2	
			主 任 1	
			主 事 4	
			計 7	
		土地評価係	係 長 1	
			主 査 2	
			主 任 2	
			主 事 3	
主 事 補 1				
計 9				
家屋評価係	係 長 2			
	主 査 4			
	主 事 3			
	主 事 補 1			
計 10				
計 30				
合計 77				

4 平成30年度 一般会計・特別会計・企業会計予算

(単位:千円)

会 計 名	予 算 額	構 成 比 (%)	
一 般 会 計	68,200,000	43.52	
特 別 会 計	競 輪 事 業 特 別 会 計	11,930,000	7.61
	天 守 閣 事 業 特 別 会 計	355,000	0.23
	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	20,280,000	12.94
	国 民 健 康 保 険 診 療 施 設 事 業 特 別 会 計	28,000	0.02
	公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	142,000	0.09
	介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	15,371,000	9.81
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	4,274,000	2.73
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 特 別 会 計	772	0.00
	広 域 消 防 事 業 特 別 会 計	4,298,000	2.74
	地 下 街 事 業 特 別 会 計	387,000	0.24
	計	57,065,772	36.41
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	5,785,919	3.69
	病 院 事 業 会 計	13,917,909	8.88
	下 水 道 事 業 会 計	11,745,156	7.50
	計	31,448,984	20.07
合 計	156,714,756	100.00	

5 平成30年度一般会計予算額及び構成比

(単位:千円)

歳 入			歳 出		
款	予 算 額	構成比(%)	款	予 算 額	構成比(%)
1 市 税	32,511,000	47.67	1 議 会 費	455,764	0.67
2 地方譲与税	360,001	0.53	2 総 務 費	7,535,007	11.05
3 利子割交付金	30,000	0.04	3 民 生 費	27,245,920	39.95
4 配当割交付金	130,000	0.19	4 衛 生 費	11,296,134	16.56
5 株式等譲渡所得割交付金	80,000	0.12	5 労 働 費	175,294	0.26
6 地方消費税交付金	3,400,000	4.99	6 農林水産業費	1,243,884	1.82
7 ゴルフ場利用税金交付金	14,000	0.02	7 商 工 費	1,145,823	1.68
8 自動車取得税交付金	160,000	0.23	8 土 木 費	6,301,752	9.24
9 地方特例交付金	120,000	0.18	9 消 防 費	2,490,293	3.65
10 地方交付税	800,000	1.17	10 教 育 費	5,947,695	8.72
11 交通安全対策特別交付金	28,322	0.04	11 公 債 費	4,332,434	6.35
12 分担金及び金負担金	808,199	1.18	12 予 備 費	30,000	0.05
13 使用料及び手数料	1,681,509	2.47			
14 国庫支出金	12,110,836	17.76			
15 県 支 出 金	4,373,612	6.41			
16 財 産 収 入	186,030	0.27			
17 寄 附 金	809,005	1.19			
18 繰 入 金	2,493,104	3.66			
19 繰 越 金	200,000	0.29			
20 諸 収 入	2,308,382	3.38			
21 市 債	5,596,000	8.21			
合 計	68,200,000	100.00	合 計	68,200,000	100.00

6 市税当初予算額比較

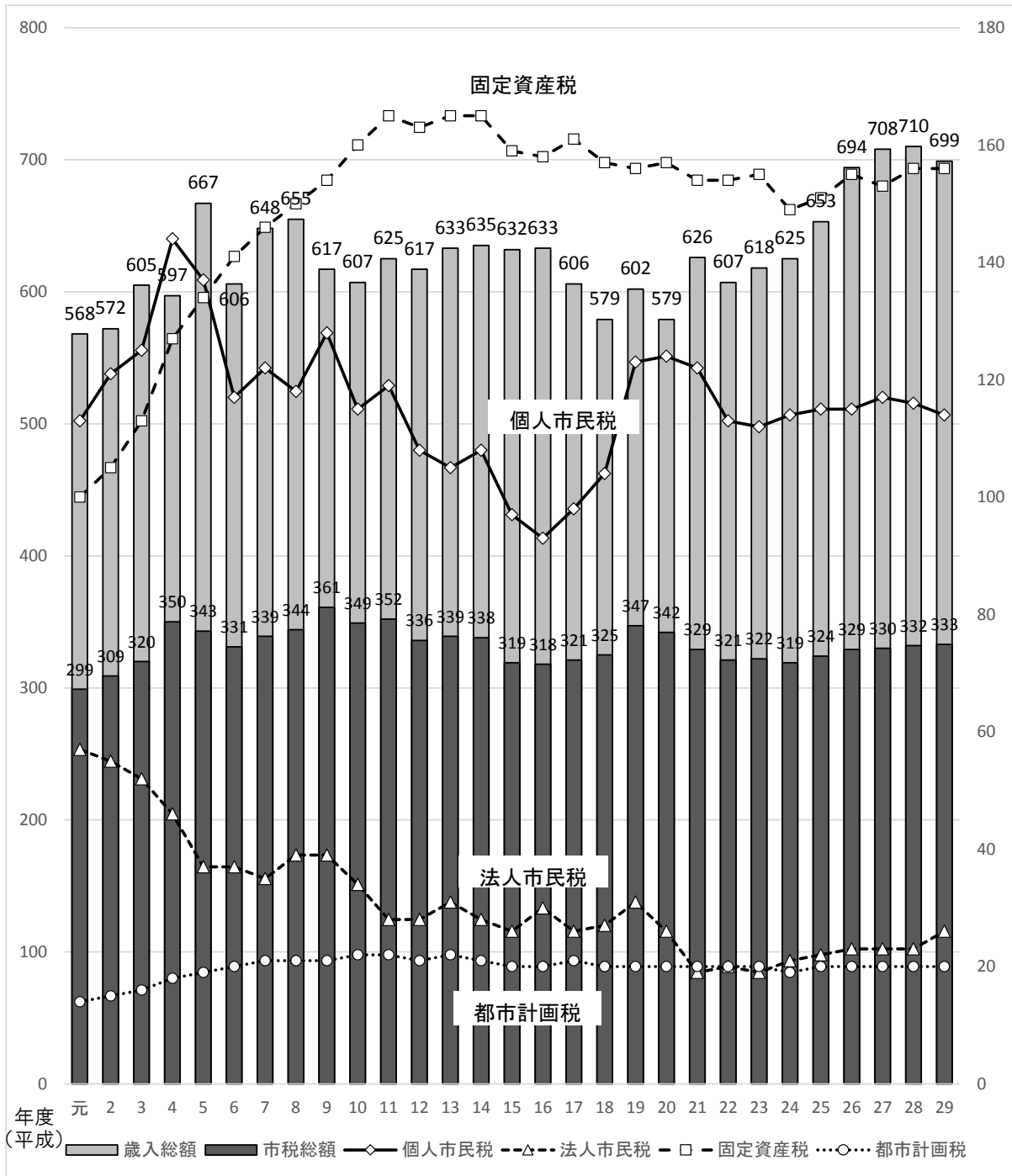
(単位:千円)

税 目	平成29年度予算額	構成比 (%)	平成30年度予算額	構成比 (%)	
現 年 課 税 分	市民税(個人)	11,180,074	34.22	11,125,834	34.22
	市民税(法人)	2,097,028	6.42	2,377,429	7.31
	固定資産税	15,392,500	47.10	15,145,407	46.59
	国有資産等所在市町村交付金	30,303	0.09	29,811	0.09
	軽自動車税	330,128	1.01	342,447	1.05
	市たばこ税	1,350,242	4.13	1,266,491	3.90
	入 湯 税	15,605	0.05	17,930	0.06
	都市計画税	1,935,549	5.92	1,903,205	5.85
計	32,331,429	98.94	32,208,554	99.07	
滞 納 繰 越 分	345,571	1.06	302,446	0.93	
合 計	32,677,000	100.00	32,511,000	100.00	

7 年度別市税決算額(収入済額)

歳入・市税総額
(億円)

税目別
決算額
(億円)



8 年度別市税収納状況

	平成 25 年度			平成 26 年度		
	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
市 税	34,530,554,029	32,434,338,299	93.93	34,734,676,125	32,947,512,055	94.85
現年課税分	32,266,987,794	31,782,098,921	98.50	32,842,258,743	32,425,424,365	98.73
滞納繰越分	2,263,566,235	652,239,378	28.81	1,892,417,382	522,087,690	27.59
市民税	14,732,463,181	13,620,918,241	92.46	14,723,264,816	13,759,132,270	93.45
現年課税分	13,588,036,848	13,319,817,775	98.03	13,718,319,952	13,506,447,534	98.46
個人	11,435,230,548	11,176,677,025	97.74	11,435,456,302	11,235,233,184	98.25
普通徴収	3,090,493,662	2,845,131,178	92.06	3,115,678,435	2,915,598,714	93.58
特別徴収	8,344,736,886	8,331,545,847	99.84	8,319,777,867	8,319,634,470	100.00
年金	583,501,378	583,827,899	100.06	607,898,175	608,308,099	100.07
給与	7,761,235,508	7,747,717,948	99.83	7,711,879,692	7,711,326,371	99.99
法人	2,152,806,300	2,143,140,750	99.55	2,282,863,650	2,271,214,350	99.49
滞納繰越分	1,144,426,333	301,100,466	26.31	1,004,944,864	252,684,736	25.14
個人	1,099,708,121	291,497,205	26.51	961,719,423	242,223,956	25.19
法人	44,718,212	9,603,261	21.48	43,225,441	10,460,780	24.20
固定資産税	15,962,040,301	15,107,006,004	94.64	16,218,721,769	15,504,980,541	95.60
現年課税分	14,988,786,500	14,801,250,562	98.75	15,447,368,900	15,269,373,526	98.85
純固定資産税	14,954,160,200	14,766,624,262	98.75	15,415,540,000	15,237,544,626	98.85
土地	6,707,800,700	6,623,680,049	98.75	6,756,413,200	6,678,400,345	98.85
家屋	5,399,338,800	5,331,627,203	98.75	5,662,609,400	5,597,226,138	98.85
償却資産	2,847,020,700	2,811,317,010	98.75	2,996,517,400	2,961,918,143	98.85
国有資産等所在市町村交付金	34,626,300	34,626,300	100.00	31,828,900	31,828,900	100.00
滞納繰越分	973,253,801	305,755,442	31.42	771,352,869	235,607,015	30.54
軽自動車税	271,528,466	252,807,969	93.11	278,284,598	261,135,700	93.84
現年課税分	253,834,300	249,076,300	98.13	261,928,400	257,812,156	98.43
滞納繰越分	17,694,166	3,731,669	21.09	16,356,198	3,323,544	20.32
市たばこ税	1,484,686,825	1,484,686,825	100.00	1,420,402,441	1,420,402,441	100.00
現年課税分	1,482,681,996	1,482,681,996	100.00	1,420,402,441	1,420,402,441	100.00
滞納繰越分	2,004,829	2,004,829	100.00	0	0	0.00
入湯税	13,816,550	13,816,550	100.00	15,253,050	15,253,050	100.00
現年課税分	13,816,550	13,816,550	100.00	15,253,050	15,253,050	100.00
滞納繰越分	0	0	0.00	0	0	0.00
都市計画税	2,066,018,706	1,955,102,710	94.63	2,078,749,451	1,986,608,053	95.57
現年課税分	1,939,831,600	1,915,455,738	98.74	1,978,986,000	1,956,135,658	98.85
土地	1,221,832,200	1,206,478,696	98.74	1,222,510,200	1,208,394,498	98.85
家屋	717,999,400	708,977,042	98.74	756,475,800	747,741,160	98.85
滞納繰越分	126,187,106	39,646,972	31.42	99,763,451	30,472,395	30.54

(単位：円、%)

平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
34,538,079,725	33,013,392,567	95.59	34,474,619,050	33,207,024,396	96.32	34,455,187,189	33,268,654,483	96.56
32,913,987,927	32,549,310,000	98.89	33,080,627,233	32,757,374,002	99.02	33,291,485,558	32,978,954,595	99.06
1,624,091,798	464,082,567	28.57	1,393,991,817	449,650,394	32.26	1,163,701,631	289,699,888	24.89
14,832,791,288	14,027,771,476	94.57	14,597,430,333	13,929,251,305	95.42	14,645,066,242	14,051,216,311	95.95
13,983,021,860	13,788,652,420	98.61	13,877,958,413	13,710,636,309	98.79	14,046,388,536	13,893,864,035	98.91
11,654,746,460	11,473,853,039	98.45	11,550,977,113	11,386,711,429	98.58	11,374,119,936	11,232,627,662	98.76
3,241,116,714	3,058,642,879	94.37	2,670,583,155	2,519,382,406	94.34	2,389,569,285	2,257,706,141	94.48
8,413,629,746	8,415,210,160	100.02	8,880,393,958	8,867,329,023	99.85	8,984,550,651	8,974,921,521	99.89
524,950,912	523,265,061	99.68	531,102,969	529,253,414	99.65	566,797,897	564,722,679	99.63
7,888,678,834	7,891,945,099	100.04	8,349,290,989	8,338,075,609	99.87	8,417,752,754	8,410,198,842	99.91
2,328,275,400	2,314,799,381	99.42	2,326,981,300	2,323,924,880	99.87	2,672,268,600	2,661,236,373	99.59
849,769,428	239,119,056	28.14	719,471,920	218,614,996	30.39	598,677,706	157,352,276	26.28
807,851,937	227,114,892	28.11	681,125,005	210,998,623	30.98	571,633,028	150,305,528	26.29
41,917,491	12,004,164	28.64	38,346,915	7,616,373	19.86	27,044,678	7,046,748	26.06
15,968,905,398	15,343,697,103	96.08	16,117,887,558	15,597,844,815	96.77	16,125,446,220	15,611,919,415	96.82
15,294,982,300	15,147,592,642	99.04	15,529,567,400	15,396,138,818	99.14	15,634,078,400	15,497,186,502	99.12
15,264,017,000	15,116,627,342	99.03	15,499,264,300	15,365,835,718	99.14	15,604,267,100	15,467,375,202	99.12
6,678,584,500	6,614,095,953	99.03	6,592,885,800	6,536,129,597	99.14	6,556,033,300	6,498,519,042	99.12
5,497,119,400	5,444,039,103	99.03	5,771,606,200	5,721,920,149	99.14	5,962,640,300	5,910,331,714	99.12
3,088,313,100	3,058,492,286	99.03	3,134,772,300	3,107,785,972	99.14	3,085,593,500	3,058,524,446	99.12
30,965,300	30,965,300	100.00	30,303,100	30,303,100	100.00	29,811,300	29,811,300	100.00
673,923,098	196,104,461	29.10	588,320,158	201,705,997	34.29	491,367,820	114,732,913	23.35
282,025,911	267,927,191	95.00	337,323,606	324,221,819	96.12	351,306,485	337,202,428	95.99
268,394,900	264,316,783	98.48	326,343,100	320,681,387	98.27	340,097,300	334,168,898	98.26
13,631,011	3,610,408	26.49	10,980,506	3,540,432	32.24	11,209,185	3,033,530	27.06
1,400,006,517	1,400,006,517	100.00	1,373,254,770	1,373,254,771	100.00	1,294,083,772	1,294,083,772	100.00
1,400,006,517	1,400,006,517	100.00	1,373,254,770	1,373,254,771	100.00	1,294,083,772	1,294,083,772	100.00
0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
16,394,250	16,394,250	100.00	17,247,150	17,247,150	100.00	17,791,950	17,791,950	100.00
16,394,250	16,394,250	100.00	17,247,150	17,247,150	100.00	17,791,950	17,791,950	100.00
0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
2,037,956,361	1,957,596,030	96.06	2,031,475,633	1,965,204,536	96.74	2,021,492,520	1,956,440,607	96.78
1,951,188,100	1,932,347,388	99.03	1,956,256,400	1,939,415,567	99.14	1,959,045,600	1,941,859,438	99.12
1,206,984,900	1,195,330,229	99.03	1,197,815,000	1,187,503,365	99.14	1,181,752,100	1,171,384,918	99.12
744,203,200	737,017,159	99.03	758,441,400	751,912,202	99.14	777,293,500	770,474,520	99.12
86,768,261	25,248,642	29.10	75,219,233	25,788,969	34.29	62,446,920	14,581,169	23.35

9 平成29年度市税決算額一覧表

税 目	予算現額	調定額	収入済額
市 税	32,677,000,000	34,455,187,189	33,268,654,483
現年課税分	32,331,429,000	33,291,485,558	32,978,954,595
滞納繰越分	345,571,000	1,163,701,631	289,699,888
市 民 税	13,445,027,000	14,645,066,242	14,051,216,311
現年課税分	13,277,102,000	14,046,388,536	13,893,864,035
個 人	11,180,074,000	11,374,119,936	11,232,627,662
普通徴収	-	2,389,569,285	2,257,706,141
特別徴収	-	8,984,550,651	8,974,921,521
年金	-	566,797,897	564,722,679
給与	-	8,417,752,754	8,410,198,842
法 人	2,097,028,000	2,672,268,600	2,661,236,373
滞納繰越分	167,925,000	598,677,706	157,352,276
個 人	160,028,000	571,633,028	150,305,528
法 人	7,897,000	27,044,678	7,046,748
固 定 資 産 税	15,578,058,000	16,125,446,220	15,611,919,415
現年課税分	15,422,803,000	15,634,078,400	15,497,186,502
純固定資産税	15,392,500,000	15,604,267,100	15,467,375,202
土 地	6,487,397,000	6,556,033,300	6,498,519,042
家 屋	5,885,577,000	5,962,640,300	5,910,331,714
償却資産	3,019,526,000	3,085,593,500	3,058,524,446
国有資産等所在 市町村交付金	30,303,000	29,811,300	29,811,300
滞納繰越分	155,255,000	491,367,820	114,732,913
軽 自 動 車 税	332,701,000	351,306,485	337,202,428
現年課税分	330,128,000	340,097,300	334,168,898
滞納繰越分	2,573,000	11,209,185	3,033,530
市 た ば こ 税	1,350,242,000	1,294,083,772	1,294,083,772
現年課税分	1,350,242,000	1,294,083,772	1,294,083,772
滞納繰越分	0	0	0
入 湯 税	15,605,000	17,791,950	17,791,950
現年課税分	15,605,000	17,791,950	17,791,950
滞納繰越分	0	0	0
都 市 計 画 税	1,955,367,000	2,021,492,520	1,956,440,607
現年課税分	1,935,549,000	1,959,045,600	1,941,859,438
土 地	1,166,930,000	1,181,752,100	1,171,384,918
家 屋	768,619,000	777,293,500	770,474,520
滞納繰越分	19,818,000	62,446,920	14,581,169

(単位：円、%)

不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度収入歩合		収入済額の構成比(%)
		対予算(%)	対調定(%)	対予算(%)	対調定(%)	
65,480,708	1,121,051,998	101.81	96.56	101.52	96.32	100
324,800	312,206,163	102.00	99.06	101.32	99.02	99.13
65,155,908	808,845,835	83.83	24.89	118.64	32.26	0.87
48,008,374	545,841,557	104.51	95.95	102.88	95.42	42.24
0	152,524,501	104.65	98.91	102.67	98.79	41.76
0	141,492,274	100.47	98.76	100.52	98.58	33.76
0	131,863,144	—	94.48	—	94.34	6.79
0	9,629,130	—	99.89	—	99.85	26.98
0	2,075,218	—	99.63	—	99.65	1.70
0	7,553,912	—	99.91	—	99.87	25.28
0	11,032,227	126.91	99.59	114.67	99.87	8.00
48,008,374	393,317,056	93.70	26.28	117.72	30.39	0.47
46,069,300	375,258,200	93.92	26.29	119.04	30.98	0.45
1,939,074	18,058,856	89.23	26.06	90.07	19.86	0.02
14,492,288	499,034,517	100.22	96.82	100.56	96.77	46.93
288,574	136,603,324	100.48	99.12	100.35	99.14	46.58
288,574	136,603,324	100.49	99.12	100.36	99.14	46.49
121,237	57,393,021	100.17	99.12	99.33	99.14	19.53
110,262	52,198,324	100.42	99.12	99.38	99.14	17.77
57,075	27,011,979	101.29	99.12	104.52	99.14	9.19
0	0	98.38	100.00	97.86	100.00	0.09
14,203,714	362,431,193	73.90	23.35	119.48	34.29	0.34
1,138,700	12,965,357	101.35	95.99	100.42	96.12	1.01
0	5,928,402	101.22	98.26	100.17	98.27	1.00
1,138,700	7,036,955	117.90	27.06	130.26	32.24	0.01
0	0	95.84	100.00	100.86	100.00	3.89
0	0	95.84	100.00	100.86	100.00	3.89
0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	114.01	100.00	111.34	100.00	0.05
0	0	114.01	100.00	111.34	100.00	0.05
0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1,841,346	63,210,567	100.05	96.78	100.35	96.74	5.88
36,226	17,149,936	100.33	99.12	100.15	99.14	5.84
21,853	10,345,329	100.38	99.12	100.13	99.14	3.52
14,373	6,804,607	100.24	99.12	100.18	99.14	2.32
1,805,120	46,060,631	73.58	23.35	118.46	34.29	0.04

※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合があります。

10 市税(現年課税分)の推移(平成元年以降)

	市税現年課税分		世帯数及び人口(10月1日)				1世帯あたり (円)
	調定額(円)	指数	世帯数 (世帯)	指数	人口(人)	指数	
元	29,907,548,835	100.0	60,425	100.0	191,855	100.0	494,953
2	31,025,233,743	103.7	61,360	101.5	193,417	100.8	505,626
3	32,247,475,877	107.8	62,480	103.4	194,916	101.6	516,125
4	35,373,160,874	118.3	63,678	105.4	196,011	102.2	555,501
5	34,478,571,375	115.3	65,060	107.7	197,460	102.9	529,950
6	33,229,000,077	111.1	66,649	110.3	199,165	103.8	498,567
7	34,170,533,271	114.3	67,916	112.4	200,103	104.3	503,129
8	34,879,595,036	116.6	68,664	113.6	200,290	104.4	507,975
9	36,503,851,063	122.1	69,267	114.6	200,171	104.3	527,002
10	35,300,853,234	118.0	70,087	116.0	200,329	104.4	503,672
11	35,484,705,695	118.6	71,081	117.6	200,692	104.6	499,215
12	33,951,016,838	113.5	71,532	118.4	200,173	104.3	474,627
13	34,176,837,105	114.3	72,221	119.5	199,886	104.2	473,226
14	34,074,965,090	113.9	72,905	120.7	199,616	104.0	467,389
15	32,107,987,955	107.4	73,588	121.8	199,290	103.9	436,321
16	32,011,107,386	107.0	74,303	123.0	198,851	103.6	430,819
17	32,218,522,706	107.7	74,291	122.9	198,741	103.6	433,680
18	32,679,178,494	109.3	75,581	125.1	198,951	103.7	432,373
19	34,950,923,128	116.9	76,520	126.6	198,881	103.7	456,755
20	34,574,540,024	115.6	77,266	127.9	198,698	103.6	447,474
21	33,191,002,262	111.0	78,013	129.1	198,341	103.4	425,455
22	32,268,949,029	107.9	77,793	128.7	198,327	103.4	414,805
23	32,223,820,353	107.7	78,305	129.6	197,733	103.1	411,517
24	31,976,994,557	106.9	78,981	130.7	196,880	102.6	404,869
25	32,266,987,794	107.9	79,656	131.8	196,073	102.2	405,079
26	32,842,258,743	109.8	80,289	132.9	195,125	101.7	409,051
27	32,913,987,927	110.1	79,120	130.9	194,086	101.2	416,001
28	33,080,627,233	110.6	79,872	132.2	193,313	100.8	414,171
29	33,291,485,558	111.3	80,642	133.5	192,407	100.3	412,831

* 指数は、平成元年度を100とした。

税 負 担 額			住 民 所 得				
指数	1人当り(円)	指数	所得総額(千円)	1世帯あたり(円)	指数	1人当り(円)	指数
100.0	155,886	100.0	267,353,410	4,424,550	100.0	1,393,518	100.0
102.2	160,406	102.9	290,898,700	4,740,852	107.1	1,503,998	107.9
104.3	165,443	106.1	321,318,763	5,142,746	116.2	1,648,499	118.3
112.2	180,465	115.8	363,431,806	5,707,337	129.0	1,854,140	133.1
107.1	174,610	112.0	337,699,890	5,190,592	117.3	1,710,219	122.7
100.7	166,842	107.0	346,363,908	5,196,836	117.5	1,739,080	124.8
101.7	170,765	109.5	350,608,385	5,162,383	116.7	1,752,140	125.7
102.6	174,145	111.7	348,886,706	5,081,072	114.8	1,741,908	125.0
106.5	182,363	117.0	352,753,049	5,092,657	115.1	1,762,259	126.5
101.8	176,214	113.0	349,811,333	4,991,102	112.8	1,746,184	125.3
100.9	176,812	113.4	359,253,386	5,054,141	114.2	1,790,073	128.5
95.9	169,608	108.8	333,297,607	4,659,420	105.3	1,665,048	119.5
95.6	170,982	109.7	328,739,799	4,551,859	102.9	1,644,636	118.0
94.4	170,703	109.5	331,749,898	4,550,441	102.8	1,661,940	119.3
88.2	161,112	103.4	302,259,158	4,107,452	92.8	1,516,680	108.8
87.0	160,980	103.3	295,731,042	3,980,069	90.0	1,487,199	106.7
87.6	162,113	104.0	298,915,249	4,023,573	90.9	1,504,044	107.9
87.4	164,257	105.4	305,274,314	4,039,035	91.3	1,534,420	110.1
92.3	175,738	112.7	307,503,012	4,018,597	90.8	1,546,166	111.0
90.4	174,005	111.6	308,989,641	3,999,038	90.4	1,555,072	111.6
86.0	167,343	107.3	306,729,431	3,931,773	88.9	1,546,475	111.0
83.8	162,706	104.4	288,712,316	3,711,289	83.9	1,455,739	104.5
83.1	162,966	104.5	286,550,358	3,659,413	82.7	1,449,178	104.0
81.8	162,419	104.2	284,615,018	3,603,588	81.4	1,445,627	103.7
81.8	164,566	105.6	283,294,467	3,556,474	80.4	1,444,842	103.7
82.6	168,314	108.0	286,090,273	3,563,256	80.5	1,466,190	105.2
84.0	169,585	108.8	287,893,214	3,638,691	82.2	1,483,328	106.4
83.7	171,125	109.8	288,310,605	3,609,658	81.6	1,491,419	107.0
83.4	173,026	111.0	292,611,258	3,628,522	82.0	1,520,793	109.1

第2章 賦 課

1 市民税

(1) 平成30年度市民税の納税義務者に関する調

(平成30年7月1日現在)

個人	均等割	市内に住所を有する個人 (法第294条第1項第1号)	96,214	人
		市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 (法第294条第1項第2号)	70	
		計	96,284	
	所得割	市内に住所を有する個人 (法第294条第1項第1号)	91,301	
法人	均等割	資本等の金額が50億円を超える法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第9号)	41	社
		資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第8号)	16	
		資本等の金額が10億円を超える法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第7号)	274	
		資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第6号)	28	
		資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第5号)	198	
		資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第4号)	69	
		資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第3号)	709	
		資本等の金額が1千万円以下である法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第2号)	39	
		上記以外の法人等 (法第312条第1項第1号)	3,959	
		計	5,333	
	法人税割	市内に事務所又は事業所を有する法人 (法第294条第1項第3号)	5,279	
		うち連結申告法人	122	

(2) 平成30年度個人市民税の所得区分別納税義務者等に関する調

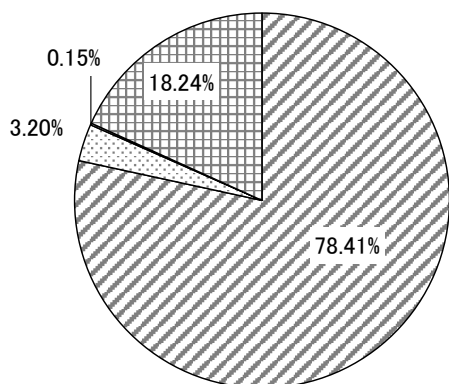
(平成30年7月1日現在)

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計				
	納税義務者数 (A) (人)	均等割額 (B) (千円)	納税義務者数 (C) (人)	均等割額 (D) (千円)	所得割額 (E) (千円)	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 (A)+(C) (人)
						納税義務者数 (F) (A)+(C) (人)	均等割額 (G) (B)+(D) (千円)	納税義務者数 (H) (C) (人)	所得割額 (I) (E) (千円)	
給与所得者	2,037	7,130	71,592	250,572	9,196,219	73,629	257,702	71,592	9,196,219	73,629
営業等所得者	498	1,743	2,920	10,220	406,423	3,418	11,963	2,920	406,423	3,418
農業所得者	27	95	140	490	13,331	167	585	140	13,331	167
その他の所得者	2,351	8,229	16,649	58,272	1,421,184	19,000	66,501	16,649	1,421,184	19,000
家屋敷等のみ	70	245				70	245			70
計	4,983	17,442	91,301	319,554	11,037,157	96,284	336,996	91,301	11,037,157	96,284

注(1)「家屋敷等のみ」欄は、地方税法第294条第1項第2号に該当する者に係る数である。

上記の所得区分別構成図(現年度課税分)

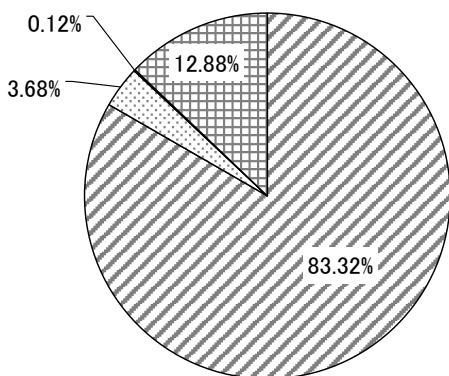
納税義務者数の構成図(所得割)



- 給与所得者…… 78.41%
- 営業等所得者…… 3.20%
- 農業所得者…… 0.15%
- その他の所得者…… 18.24%

納税義務者数 91,301人

所得割額の構成図



- 給与所得者…… 83.32%
- 営業等所得者…… 3.68%
- 農業所得者…… 0.12%
- その他の所得者…… 12.88%

所得割額 11,037,157千円

(3) 平成30年度所得区分別所得割額調

(平成30年7月1日現在)

課税標準額の段階 区分	給 与 所 得 者			
	納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以下 の 金 額	2,552	1,410,751	4,042	553
10万円 を超え 100万円 以下の金額	19,163	26,236,014	632,764	1,369
100万円 " 200万円 "	21,332	52,824,154	1,758,867	2,476
200万円 " 300万円 "	12,540	47,473,949	1,741,686	3,786
300万円 " 400万円 "	6,535	33,317,062	1,307,842	5,098
400万円 " 550万円 "	5,135	33,767,094	1,391,195	6,576
550万円 " 700万円 "	1,717	14,182,822	610,651	8,260
700万円 " 1,000万円 "	1,308	13,703,884	618,037	10,477
1,000万円 を 超 え る 金 額	854	17,931,492	913,258	20,997
合 計	71,136	240,847,222	8,978,342	3,386

課税標準額の段階 区分	営 業 所 得 者			
	納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以下 の 金 額	149	144,192	249	968
10万円 を超え 100万円 以下の金額	1,030	1,580,516	28,906	1,534
100万円 " 200万円 "	756	2,001,944	61,653	2,648
200万円 " 300万円 "	379	1,440,944	53,011	3,802
300万円 " 400万円 "	200	986,359	40,448	4,932
400万円 " 550万円 "	153	966,757	41,443	6,319
550万円 " 700万円 "	64	514,436	23,192	8,038
700万円 " 1,000万円 "	71	735,429	34,467	10,358
1,000万円 を 超 え る 金 額	94	2,186,930	112,595	23,265
合 計	2,896	10,557,507	395,964	3,646

課税標準額の段階 区分	農 業 所 得 者			
	納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以下 の 金 額	6	6,069	12	1,012
10万円 を超え 100万円 以下の金額	51	80,895	1,309	1,586
100万円 " 200万円 "	42	113,684	3,275	2,707
200万円 " 300万円 "	20	77,851	2,925	3,893
300万円 " 400万円 "	9	45,272	1,823	5,030
400万円 " 550万円 "	6	39,479	1,665	6,580
550万円 " 700万円 "	3	22,843	1,125	7,614
700万円 " 1,000万円 "	2	23,035	1,062	11,518
1,000万円 を 超 え る 金 額	0	0	0	0
合 計	139	409,128	13,196	2,943

課税標準額の段階	区 分	そ の 他 の 所 得 者			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		1,019	834,096	1,811	819
10万円 を超え 100万円 以下の金額		9,278	12,630,145	254,814	1,361
100万円 " 200万円 "		3,605	8,466,862	283,541	2,349
200万円 " 300万円 "		889	3,222,975	125,080	3,625
300万円 " 400万円 "		358	1,696,117	71,277	4,738
400万円 " 550万円 "		236	1,432,064	63,531	6,068
550万円 " 700万円 "		128	981,947	45,637	7,671
700万円 " 1,000万円 "		136	1,327,311	64,262	9,760
1,000万円 を 超 え る 金 額		143	2,910,295	152,259	20,352
合 計		15,792	33,501,812	1,062,212	2,121

課税標準額の段階	区 分	土地等に係る事業所得等並びに長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等について分離課税をした者に係る分			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		280	105,931	99,683	378
10万円 を超え 100万円 以下の金額		222	346,316	38,893	1,560
100万円 " 200万円 "		207	537,715	43,901	2,598
200万円 " 300万円 "		153	595,134	43,647	3,890
300万円 " 400万円 "		98	495,155	33,362	5,053
400万円 " 550万円 "		134	873,820	55,857	6,521
550万円 " 700万円 "		56	470,995	31,059	8,411
700万円 " 1,000万円 "		68	707,132	41,403	10,399
1,000万円 を 超 え る 金 額		120	3,163,391	199,175	26,362
合 計		1,338	7,295,589	586,980	5,453

課税標準額の段階	区 分	合 計			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		4,006	2,501,039	105,797	624
10万円 を超え 100万円 以下の金額		29,744	40,873,886	956,686	1,374
100万円 " 200万円 "		25,942	63,944,359	2,151,237	2,465
200万円 " 300万円 "		13,981	52,810,853	1,966,349	3,777
300万円 " 400万円 "		7,200	36,539,965	1,454,752	5,075
400万円 " 550万円 "		5,664	37,079,214	1,553,691	6,546
550万円 " 700万円 "		1,968	16,173,043	711,664	8,218
700万円 " 1,000万円 "		1,585	16,496,791	759,231	10,408
1,000万円 を 超 え る 金 額		1,211	26,192,108	1,377,287	21,628
合 計		91,301	292,611,258	11,036,694	3,205

(4) 平成30年度分に係る所得控除等の人員等に関する調

(平成30年7月1日現在)

所得控除を行った 納税義務者数	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除		地震保険料控除	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	うち個人年金分 (人)	(人)	うち長期分 (人)
	7	12,902	87,421	4,280	64,553	15,211	23,065	1,700
	障害者控除				寡婦控除			
	普通	特別障害者	実人員	一般	特別割増	計		
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
	1,590	1,554	3,099	870	958	1,828		
	寡夫控除	勤労学生控除	配偶者控除			計	配偶者特別控除	
			一般 (70歳未満)	老人配偶者 (70歳以上)				
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
217	12	17,900	4,538	22,438	1,827			
扶養控除						配偶者及び扶養親族のうち同居特障加算分(23万円)にかかると者		
一般 (16歳～18歳) (23歳～69歳)	特定扶養親族 (19歳～22歳)	老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等 (70歳以上)	実人員		(人)		
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		(人)		
6,828	3,771	818	2,650	11,982		778		

障害者控除の対象となった 人員	納税義務者数			扶養親族及び控除対象配偶者		
	一般	特別	計	一般	特別	計
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	721	682	1,403	913	922	1,835

特定支出控除の対象となった 納税義務者数	住民税の課税の対象となった 配当所得に係る納税義務者数等		住民税の課税の対象となった 利子所得に係る納税義務者数等	
	納税義務者数 (人)	配当所得の金額 (千円)	納税義務者数 (人)	利子所得の金額 (千円)
3	1,470	935,117	21	10,875

税額控除を行った 納税義務者数	配当控除	住宅借入金等特別税額控除	寄附金税額控除	外国税額控除	配当割額の控除	株式等譲渡所得割額 の控除
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	1,413	3,580	4,728	25	1,312	471

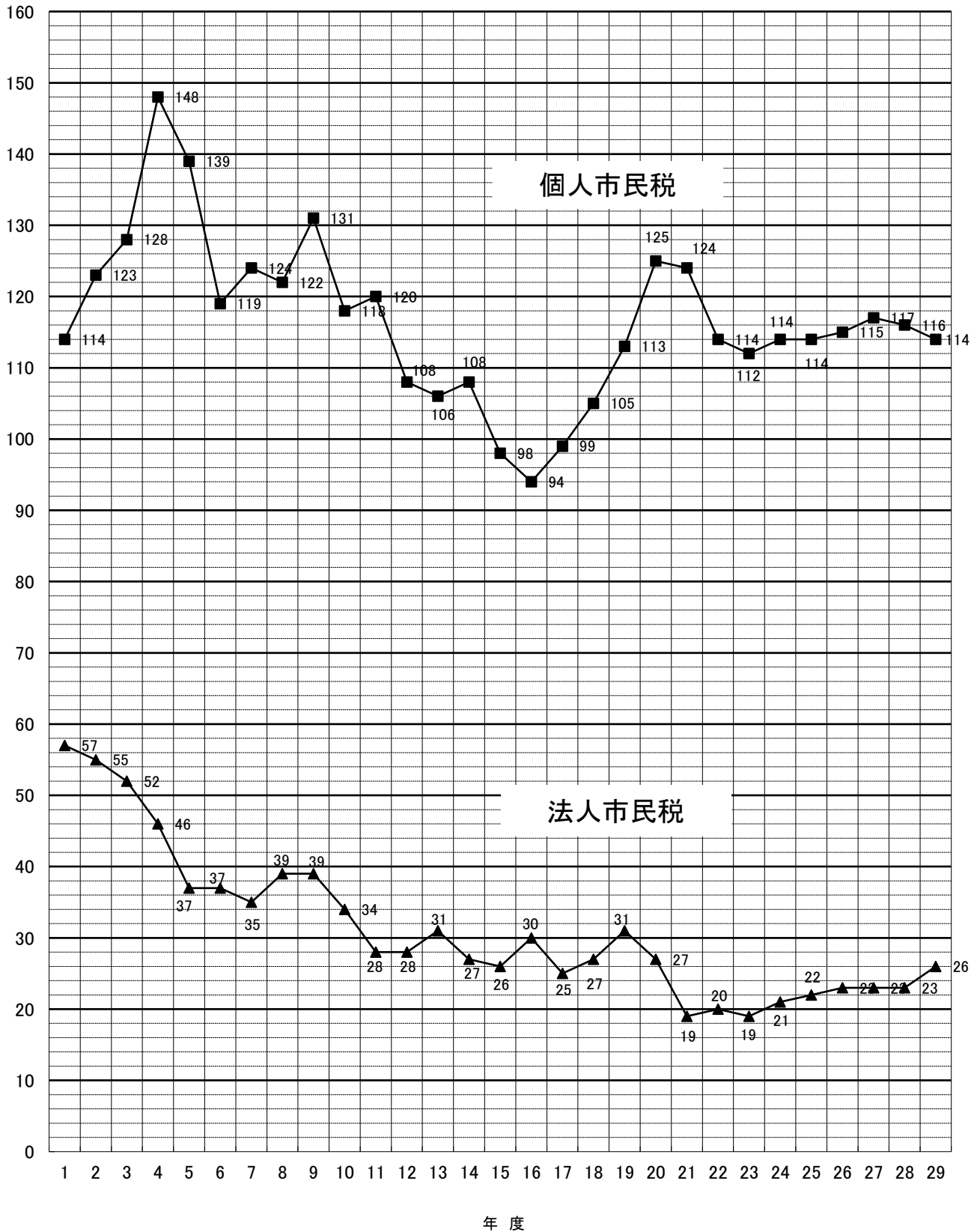
(5) 市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調

年度 区分			平成 25 年度		平成 26年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
			調定額 (千円)	前年比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)
個人	普通徴収	均等割	88,816	98.9	110,793	124.7	108,768	98.2	92,705	85.2	87,965	94.9
		所得割	3,001,678	100.8	3,004,833	100.1	3,131,396	104.2	2,576,902	82.3	2,301,604	89.3
		計	3,090,494	100.7	3,115,626	100.8	3,240,164	104.0	2,669,607	82.4	2,389,569	89.5
	特別徴収	均等割	192,027	101.3	218,690	113.9	221,522	101.3	240,014	108.3	247,333	103.0
		所得割	8,028,211	99.7	8,011,803	99.8	8,128,136	101.5	8,506,359	104.7	8,628,489	101.4
		計	8,220,238	99.7	8,230,493	100.1	8,349,658	101.4	8,746,373	104.8	8,875,822	101.5
	人	均等割	280,843	100.5	329,483	117.3	330,290	100.2	332,719	100.7	335,298	100.8
		所得割	11,029,889	100.0	11,016,636	99.9	11,259,532	102.2	11,083,261	98.4	10,930,093	98.6
		計	11,310,732	100.0	11,346,119	100.3	11,589,822	102.1	11,415,980	98.5	11,265,391	98.7
		分離課税 (退職所得)	124,499	102.0	103,987	83.5	106,121	102.1	205,742	193.9	108,729	52.8
法人	均等割	610,984	99.9	606,775	99.3	610,568	100.6	621,956	101.9	618,463	99.4	
	法人税割	1,541,822	100.7	1,676,089	108.7	1,717,706	102.5	1,705,025	99.3	2,053,806	120.5	
	計	2,152,806	100.5	2,282,864	106.0	2,328,274	102.0	2,326,981	99.9	2,672,269	114.8	
合計			13,588,037	100.1	13,732,970	101.1	14,024,217	102.1	13,948,703	99.5	14,046,389	100.7

(端数処理のため、各欄の合計は一致しないこともあります。)

(6) 市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調の推移(平成元年度～)

調定額 (億円)



2 固定資産税

(1) 土地の決定価格等に関する調（法定免税点以上のもの）

年 度		平成 27 年 度				平成 28 年 度				
地 目	区	地 積	決定価格	単 位 地 積	課税標準額	地 積	決定価格	単 位 地 積	課税標準額	
		(イ) (㎡)	(ロ) (千円)	(ハ) (円)	(ニ) (千円)	(イ) (㎡)	(ロ) (千円)	(ハ) (円)	(ニ) (千円)	
田	一 般 田	5,087,468	529,336	124	529,336	5,077,603	528,319	124	528,319	
	勸告遊休田									
	介在田・市街化区域田	213,683	12,404,073	98,522	4,327,124	198,745	11,370,678	89,737	3,940,467	
畑	一 般 畑	17,029,385	1,049,054	90	1,049,054	16,995,129	1,046,850	90	1,046,850	
	勸告遊休畑									
	介在畑・市街化区域畑	634,817	32,721,980	133,532	11,707,057	611,948	31,022,842	133,532	11,303,213	
宅 地	小規模住宅用地	10,268,751	718,862,285	464,145	119,671,067	10,333,045	713,334,826	464,145	118,872,418	
	一般住宅用地	3,126,090	177,304,671	257,635	59,050,921	3,121,264	174,043,561	257,635	58,005,962	
	商業地等(非住宅用地)	4,847,351	294,501,500	547,602	200,678,313	4,925,909	292,362,799	547,602	199,673,968	
	小 計	18,242,192	1,190,668,456	547,602	379,400,301	18,380,218	1,179,741,186	547,602	376,552,348	
塩 田										
鉦 泉 地		0	0	0	0	0	0	0	0	
池 沼		8,673	347,901	59,683	237,653	8,673	340,358	58,392	237,609	
山林	一 般 山 林	14,568,936	549,123	215	549,123	14,727,301	555,481	215	555,481	
	介 在 山 林	180,933	495,897	49,400	345,461	180,744	481,671	48,000	335,764	
牧 場		0	0	0	0	0	0	0	0	
原 野		2,274,256	48,945	296	48,740	2,274,985	48,968	296	48,762	
雑 種 地	ゴ ル フ 場	216,988	596,055	2,850	396,369	216,988	596,055	2,850	396,369	
	遊 園 地	0	0	0	0	0	0	0	0	
	鉄 軌 道 用 地	単体利用	1,238,858	22,112,912	67,700	14,906,349	1,240,002	21,921,862	67,700	14,817,947
		複 合 利 用	小規模住宅用地	0	0	0	0	0	0	0
			一般住宅用地	0	0	0	0	0	0	0
			住宅用地以外	22,104	1,446,378	234,400	982,426	21,279	1,402,071	234,400
	計	22,104	1,446,378	234,400	982,426	21,279	1,402,071	234,400	953,371	
	その他雑種地	2,640,525	100,243,904	343,768	68,715,286	2,638,541	98,086,038	343,768	67,498,275	
計	4,118,475	124,399,249	343,768	85,000,430	4,116,810	122,006,026	343,768	83,665,962		
そ の 他										
合 計		62,358,818	1,363,214,014		483,194,279	62,572,156	1,347,142,379		478,214,775	

(各年 1月1日現在)

平成 29 年 度				平成 30 年 度			
地 積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単 位 地 積 当たり最高額 (ハ) (円)	課税標準額 (ニ) (千円)	地 積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単 位 地 積 当たり最高額 (ハ) (円)	課税標準額 (ニ) (千円)
5,049,523	525,443	124	525,443	5,010,921	521,143	124	521,143
0	0	0	0	0	0	0	0
193,376	10,847,548	87,391	3,731,608	196,354	10,166,647	85,372	3,498,545
16,959,664	1,044,999	90	1,044,999	16,936,370	1,043,191	90	1,043,191
0	0	0	0	0	0	0	0
592,304	29,167,186	133,532	10,657,148	575,947	27,631,536	132,798	10,082,696
10,401,211	705,951,471	464,145	117,651,641	10,462,585	696,550,957	464,436	116,067,410
3,120,817	170,612,538	257,635	56,867,167	3,116,512	166,868,869	257,635	55,606,567
4,918,262	288,644,489	547,602	197,462,105	4,907,844	283,895,798	571,194	194,165,664
18,440,290	1,165,208,498	547,602	371,980,913	18,486,941	1,147,315,624	571,194	365,839,641
0	0	0	0	0	0	0	0
8,012	300,788	57,176	210,591	8,009	276,854	52,630	193,837
14,707,527	554,636	215	554,630	14,679,217	553,525	215	553,519
180,478	467,927	45,800	326,345	175,752	459,425	49,050	320,085
40,597	2,192	54	2,192	40,597	2,192	54	2,192
2,279,343	49,049	296	48,843	2,279,838	49,058	296	48,852
216,988	596,055	2,850	396,369	216,988	581,610	2,730	385,595
0	0	0	0	0	0	0	0
1,240,281	21,663,996	67,700	14,950,869	1,240,540	21,487,419	67,600	14,576,536
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
21,336	1,399,180	234,400	953,384	21,336	1,401,323	235,800	950,817
21,336	1,399,180	234,400	953,384	21,336	1,401,323	235,800	950,817
2,647,568	95,844,883	343,768	66,177,482	2,651,976	92,868,880	344,253	64,203,489
4,126,173	119,504,114	343,768	82,478,104	4,130,840	116,339,232	344,253	80,116,437
62,577,287	1,327,672,380		471,560,816	62,520,786	1,304,358,427		462,220,138

(2) 土地に関する概要調書(総括表)

区 分 地 目		地 積				決 定			
		非課税 地 積 (イ) (㎡)	評価総 地 積 (ロ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (ロ)-(ニ) (ハ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (ニ) (㎡)	総 額 (ホ) (千円)	法定免税点 未満のもの (ホ)-(ト) (ヘ) (千円)		
田	一 般 田	9,280	5,451,886	440,965	5,010,921	567,269	46,126		
	勸 告 遊 休 田	0	0	0	0	0	0		
	介在田・市街化区域田	1,505	196,398	44	196,354	10,168,411	1,764		
畑	一 般 畑	193,989	18,023,736	1,087,366	16,936,370	1,110,807	67,616		
	勸 告 遊 休 畑	0	0	0	0	0	0		
	介在畑・市街化区域畑	7,338	576,174	227	575,947	27,634,108	2,572		
宅 地	小規模住宅用地		10,470,144	7,559	10,462,585	696,891,242	340,285		
	一 般 住 宅 用 地		3,117,444	932	3,116,512	166,902,257	33,388		
	商業地等(非住宅用地)		4,908,858	1,014	4,907,844	283,903,163	7,365		
	小 計	1,191,625	18,496,446	9,505	18,486,941	1,147,696,662	381,038		
塩 田		0							
鉱 泉 地		0	0	0	0	0	0		
池 沼		7,996	8,451	442	8,009	276,881	27		
山 林	一 般 山 林	1,952,767	16,059,749	1,380,532	14,679,217	605,857	52,332		
	介 在 山 林	59,638	188,687	12,935	175,752	463,100	3,675		
牧 場		0	40,597	0	40,597	2,192	0		
原 野		10,778,144	2,545,808	265,970	2,279,838	54,408	5,350		
雑 種 地	ゴ ル フ 場	687,489	216,988	0	216,988	581,610	0		
	遊 園 地	0	0	0	0	0	0		
	鉄 軌 道 用 地	単体利用	41,911	1,240,556	16	1,240,540	21,487,442	23	
		複 合 利 用	小規模住宅用地		0	0	0	0	0
			一般住宅用地		0	0	0	0	0
			住宅用地以外		21,336	0	21,336	1,401,323	0
	計	0	21,336	0	21,336	1,401,323	0		
その他雑種地	1,551,434	2,685,870	33,894	2,651,976	92,975,745	106,865			
計	2,280,834	4,164,750	33,910	4,130,840	116,446,120	106,888			
そ の 他		22,748,071							
合 計		39,231,187	65,752,682	3,231,896	62,520,786	1,305,025,815	667,388		

(平成30年1月1日現在)

総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
53,914	3,773	50,141

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ト) (千円)	(ト)に係る 課税標準額 (チ) (千円)	非課税 地筆数 (リ) (筆)	評 価 総筆数 (ヌ) (筆)	法定免税点 未満のもの (ヌ)-(フ) (ル) (筆)	法定免税点 以上のもの (フ) (筆)	平均価格 (ホ)/(ロ) (ワ) (円)	最高価格 (カ) (円)
521,143	521,143	67	9,636	896	8,740	104	124
0	0	0	0	0	0	0	0
10,166,647	3,498,545	15	461	3	458	51,775	85,372
1,043,191	1,043,191	393	29,545	2,263	27,282	62	90
0	0	0	0	0	0	0	0
27,631,536	10,082,696	43	2,338	11	2,327	47,961	132,798
696,550,957	116,067,410		78,356	651	77,705	66,560	464,436
166,868,869	55,606,567		29,183	205	28,978	53,538	257,635
283,895,798	194,165,664		13,825	47	13,778	57,835	571,194
1,147,315,624	365,839,641	1,887	121,364	903	120,461	62,050	571,194
		0					
0	0	0	0	0	0	0	0
276,854	193,837	15	10	2	8	32,763	52,630
553,525	553,519	328	12,019	1,699	10,320	38	215
459,425	320,085	74	573	59	514	2,454	49,050
2,192	2,192	0	54	0	54	54	54
49,058	48,852	263	862	180	682	21	296
581,610	385,595	5	55	0	55	2,680	2,730
0	0	0	0	0	0	0	0
21,487,419	14,576,536	297	3,304	1	3,303	17,321	67,600
0	0		0	0	0	0	0
0	0		0	0	0	0	0
1,401,323	950,817		43	0	43	65,679	235,800
1,401,323	950,817	0	43	0	43	65,679	235,800
92,868,880	64,203,489	2,412	11,247	821	10,426	34,617	344,253
116,339,232	80,116,437	2,714	14,649	822	13,827	27,960	344,253
		76,284					
1,304,358,427	462,220,138	82,083	191,511	6,838	184,673	19,847	

(3) 宅地介在農地等に関する調

区 分		地 積			決 定 価 格			
		評 価 総地積 (㎡)	法定免税点 未満のもの (㎡)	法定免税点 以上のもの (㎡)	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)	
介 在 田		22,289	0	22,289	521,016	0	521,016	
介 在 畑		78,300	154	78,146	2,794,175	886	2,793,289	
宅地介在山林		188,687	12,935	175,752	463,100	3,675	459,425	
農地介在山林		0	0	0	0	0	0	
市 街 化 区 域 農 地	通 常 市 街 区 域 農 地	特定市農 (平26以前参入分)	168,173	44	168,129	9,296,731	1,764	9,294,967
		特定市農 (平27以後参入分)	5,936	0	5,936	350,664	0	350,664
		上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
		小 計	174,109	44	174,065	9,647,395	1,764	9,645,631
	畑	特定市農 (平26以前参入分)	481,970	73	481,897	24,027,524	1,686	24,025,838
		特定市農 (平27以後参入分)	15,904	0	15,904	812,409	0	812,409
		上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
		小 計	497,874	73	497,801	24,839,933	1,686	24,838,247
	計	特定市農 (平26以前参入分)	650,143	117	650,026	33,324,255	3,450	33,320,805
		特定市農 (平27以後参入分)	21,840	0	21,840	1,163,073	0	1,163,073
		上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
		計	671,983	117	671,866	34,487,328	3,450	34,483,878

(平成30年1月1日現在)

単位当たり 最高価格 (円/㎡)	課 税 標 準 額			筆 数		
	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)	総 数 (筆)	法定免税点 未満のもの (筆)	法定免税点 以上のもの (筆)
76,684	358,798	0	358,798	55	0	55
102,600	1,944,103	620	1,943,483	397	6	391
49,050	322,657	2,572	320,085	573	59	514
0	0	0	0	0	0	0
85,372	3,098,711	588	3,098,123	395	3	392
67,668	41,624	0	41,624	11	0	11
0	0	0	0	0	0	0
85,372	3,140,335	588	3,139,747	406	3	403
132,798	8,008,160	562	8,007,598	1,916	5	1,911
102,565	131,615	0	131,615	25	0	25
0	0	0	0	0	0	0
132,798	8,139,775	562	8,139,213	1,941	5	1,936
132,798	11,106,871	1,150	11,105,721	2,311	8	2,303
102,565	173,239	0	173,239	36	0	36
0	0	0	0	0	0	0
132,798	11,280,110	1,150	11,278,960	2,347	8	2,339

(4) 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

(平成30年1月1日現在)

		納税義務者数 (人)	地 積 (㎡)	決定価格 (千円)	最高価格地の所在地番	課税標準額 (千円)	筆数 (筆)	単位当たり 最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁 華 街	0	0	0	-	0	0	0
	高度商業地区Ⅰ	0	0	0	-	0	0	0
	高度商業地区Ⅱ	144	50,368	16,683,625	栄町2丁目554番13	10,854,845	344	571,194
	普通商業地区	1,120	734,322	71,714,120	栄町2丁目554番46	37,939,101	2,216	240,368
	計	1,264	784,690	88,397,745		48,793,946	2,560	571,194
住宅地区	併用住宅地区	3,256	1,315,035	111,346,978	城山1丁目575番7	46,016,162	6,368	165,415
	高級住宅地区	131	70,246	6,796,671	南町3丁目933番8	1,882,614	221	124,660
	普通住宅地区	38,045	11,324,116	790,712,896	城山1丁目585番1	198,916,498	64,665	146,295
	計	41,432	12,709,397	908,856,545	城山1丁目575番7	246,815,274	71,254	165,415
工業地区	大工場地区	127	1,573,082	53,669,323	成田919番3	36,955,660	919	43,170
	中小工場地区	266	216,157	9,863,665	前川148番1	5,711,253	534	85,155
	家内工業地区	0	0	0	-	0	0	0
	計	393	1,789,239	63,532,988		42,666,913	1,453	85,155
村落地区	集 団 地 区	0	0	0	-	0	0	0
	村 落 地 区	6,513	3,136,445	86,347,373	成田646番3	27,454,923	12,465	70,587
	計	6,513	3,136,445	86,347,373		27,454,923	12,465	70,587
観 光 地 区	0	0	0	-	0	0	0	
農業用施設の用に 供する宅地	212	64,566	174,043	永塚181番3	104,427	354	3,514	
生産緑地地区内 の宅地	5	2,604	6,930	曾比2258番1	4,158	9	2,661	
合 計	49,819	18,486,941	1,147,315,624		365,839,641	88,095	571,194	

(5) 土地に係る負担調整措置等による軽減額に関する調

(平成30年1月1日現在)

区 分	評価総地積 (イ) (㎡)	決 定 価 格			軽 減 額				提示平均 価額 (ウ) (円)
		総 額 (ロ) (千円)	法定免税点 未満のもの (ウ)-(ニ) (ハ) (千円)	法定免税点 以上のもの (ニ) (千円)	課税標準額の 特例によるもの (ホ)	負担調整措置 によるもの (ヘ)	特定市街化区域 農地に係るもの (ト)	合 計 (ハ)+(ホ)+(ヘ)+(ト) (チ) (千円)	
一 般 田	5,451,886	567,269	46,126	521,143	0	0		46,126	104,077
一 般 畑	18,023,736	1,110,807	67,616	1,043,191	0	0		67,616	61,636
宅 地 (宅地A・Bを除く)	18,428,354	1,147,513,227	378,576	1,147,134,651	691,588,739	89,814,856		781,782,171	62,275
一 般 山 林	16,059,749	605,857	52,332	553,525	0	6		52,338	37,710
小 計	57,963,725	1,149,797,160	544,650	1,149,252,510	691,588,739	89,814,862		781,948,251	
宅地A(農業用施設用 地・農地+造成費)	65,488	176,505	2,462	174,043	0	69,616		72,078	
宅地B(生産緑地区内の 宅地・農地等+造成費)	2,604	6,930	0	6,930	0	2,772		2,772	
上記以外の 地目の計	7,720,865	155,045,220	120,276	154,924,944	287,817	37,170,781	23,203,702	60,782,576	
小 計	7,788,957	155,228,655	122,738	155,105,917	287,817	37,243,169	23,203,702	60,857,426	
合 計	65,752,682	1,305,025,815	667,388	1,304,358,427	691,876,556	127,058,031	23,203,702	842,805,677	

(注) 提示平均価額は、宅地(宅地A・Bを除く)にあつては1㎡当たり、一般田、一般畑及び一般山林にあつては1,000㎡当たりの価額である。

(6) 家屋に関する概要調書(総括表)

(平成30年1月1日現在)

区 分		納税義務者 数 (人)	棟 数	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり 価 格 (円)
木 造	総 数		60,525	6,249,023	161,981,970	25,921
	法定免税点未満のもの		3,522	112,047	202,462	1,807
	法定免税点以上のもの		57,003	6,136,976	161,779,508	26,361
木 造 以 外	総 数		15,819	5,408,985	270,867,441	50,077
	法定免税点未満のもの		185	3,252	17,823	5,481
	法定免税点以上のもの		15,634	5,405,733	270,849,618	50,104
計	総 数	59,889	76,344	11,658,008	432,849,411	37,129
	法定免税点未満のもの	2,913	3,707	115,299	220,285	1,911
	法定免税点以上のもの	56,976	72,637	11,542,709	432,629,126	37,481
非 課 税 家 屋			753	378,513		

(7) 木造家屋に関する調

区 分 家屋の種類	棟 数			床 面 積		
	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
	(イ)	(ロ)	(イ)-(ロ) (ハ)	(ニ) (㎡)	(ホ) (㎡)	(ニ)-(ホ) (ヘ) (㎡)
専 用 住 宅	44,573	909	43,664	4,965,293	41,089	4,924,204
共 同 住 宅・寄 宿 舎	2,213	1	2,212	460,356	123	460,233
併 用 住 宅	住 宅 部 分 1	2,279	70	2,209	206,037	203,333
	その他の用の部分 2	2,279	70	2,209	104,164	102,514
	計(棟数については 1の数値を記入)	2,279	70	2,209	310,201	305,847
旅 館・料 亭・ホ テ ル	49	0	49	7,642	0	7,642
事 務 所・銀 行・店 舗	779	35	744	81,136	758	80,378
劇 場・病 院	55	0	55	10,047	0	10,047
工 場・倉 庫	813	108	705	78,432	5,733	72,699
土 蔵	184	16	168	9,113	769	8,344
附 属 家	9,580	2,383	7,197	326,803	59,221	267,582
合 計	60,525	3,522	57,003	6,249,023	112,047	6,136,976

(参考)

実際免税点の額
200,000円

(平成30年1月1日現在)

決 定 価 格			単 位 当 たり 価 格		
総 額	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	(ト) / (ニ)	(チ) / (ホ)	(リ) / (ヘ)
(ト)	(チ)	(ト)-(チ) (リ)	(ヌ)	(ル)	(ヲ)
(千円)	(千円)	(千円)	(円)	(円)	(円)
139,933,468	89,482	139,843,986	28,182	2,178	28,399
13,043,174	167	13,043,007	28,333	1,358	28,340
3,492,440	5,956	3,486,484	16,951	2,203	17,147
1,552,686	3,782	1,548,904	14,906	2,292	15,109
5,045,126	9,738	5,035,388	16,264	2,237	16,464
137,034	0	137,034	17,932	0	17,932
1,576,073	3,750	1,572,323	19,425	4,947	19,562
316,691	0	316,691	31,521	0	31,521
435,647	9,442	426,205	5,554	1,647	5,863
26,846	1,918	24,928	2,946	2,494	2,988
1,467,911	87,965	1,379,946	4,492	1,485	5,157
161,981,970	202,462	161,779,508	25,921	1,807	26,361

(8) 木造以外の家屋に関する調

家屋の種類	区分 構造別	棟 数					
		総 数		法定免税点 未満のもの		法定免税点 以上のもの	
		棟 数 (イ)	主たる 用途以外 の棟数	棟 数 (ロ)	主たる 用途以外 の棟数	棟 数 (ハ)	主たる 用途以外 の棟数
事務所・ 店舗・ 百貨店	鉄骨鉄筋コンクリート造	30	12	0	0	30	12
	鉄筋コンクリート造	311	207	0	0	311	207
	鉄 骨 造	1,034	628	0	0	1,034	628
	軽 量 鉄 骨 造	258	148	1	1	257	147
	れんが造・コンクリートブロック造	21	2	0	0	21	2
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計	1,654	997	1	1	1,653	996
住宅・ アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	27	4	0	0	27	4
	鉄筋コンクリート造	1,158	70	0	0	1,158	70
	鉄 骨 造	1,319	207	0	0	1,319	207
	軽 量 鉄 骨 造	6,033	17	3	0	6,030	17
	れんが造・コンクリートブロック造	76	7	0	0	76	7
	そ の 他	1	0	0	0	1	0
	計	8,614	305	3	0	8,611	305
病院・ ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	4	0	0	0	4	0
	鉄筋コンクリート造	57	19	0	0	57	19
	鉄 骨 造	49	16	0	0	49	16
	軽 量 鉄 骨 造	13	5	0	0	13	5
	れんが造・コンクリートブロック造	1	0	0	0	1	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計	124	40	0	0	124	40
工場・ 倉庫・ 市場	鉄骨鉄筋コンクリート造	14	2	0	0	14	2
	鉄筋コンクリート造	193	22	0	0	193	22
	鉄 骨 造	971	104	0	0	971	104
	軽 量 鉄 骨 造	408	21	9	0	399	21
	れんが造・コンクリートブロック造	195	7	11	0	184	7
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計	1,781	156	20	0	1,761	156
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	4	1	0	0	4	1
	鉄筋コンクリート造	948	56	12	0	936	56
	鉄 骨 造	568	121	7	0	561	121
	軽 量 鉄 骨 造	1,092	32	66	0	1,026	32
	れんが造・コンクリートブロック造	1,023	9	76	0	947	9
	そ の 他	11	0	0	0	11	0
	計	3,646	219	161	0	3,485	219
合計	鉄骨鉄筋コンクリート造	79	19	0	0	79	19
	鉄筋コンクリート造	2,667	374	12	0	2,655	374
	鉄 骨 造	3,941	1,076	7	0	3,934	1,076
	軽 量 鉄 骨 造	7,804	223	79	1	7,725	222
	れんが造・コンクリートブロック造	1,316	25	87	0	1,229	25
	そ の 他	12	0	0	0	12	0
	計	15,819	1,717	185	1	15,634	1,716

(平成30年1月1日現在)

床面積			決定価格			単位当たり価格		
総数 (ニ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (ホ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (ニ)-(ホ) (ヘ) (㎡)	総額 (ト) (千円)	法定免税点 未満のもの (チ) (千円)	法定免税点 以上のもの (ト)-(チ) (リ) (千円)	(ト)/(ニ) (ヌ) (円)	(チ)/(ホ) (ル) (円)	(リ)/(ヘ) (ロ) (円)
251,891	0	251,891	15,747,341	0	15,747,341	62,516	0	62,516
352,752	0	352,752	21,956,206	0	21,956,206	62,243	0	62,243
605,501	0	605,501	34,199,802	0	34,199,802	56,482	0	56,482
32,861	15	32,846	861,144	111	861,033	26,206	7,400	26,214
2,087	0	2,087	47,426	0	47,426	22,724	0	22,724
18	0	18	282	0	282	15,667	0	15,667
1,245,110	15	1,245,095	72,812,201	111	72,812,090	58,479	7,400	58,479
106,712	0	106,712	7,076,207	0	7,076,207	66,311	0	66,311
839,129	0	839,129	53,509,393	0	53,509,393	63,768	0	63,768
346,179	0	346,179	17,677,590	0	17,677,590	51,065	0	51,065
913,323	48	913,275	34,150,334	408	34,149,926	37,391	8,500	37,393
6,642	0	6,642	92,998	0	92,998	14,002	0	14,002
218	0	218	3,190	0	3,190	14,633	0	14,633
2,212,203	48	2,212,155	112,509,712	408	112,509,304	50,859	8,500	50,860
61,749	0	61,749	10,546,766	0	10,546,766	170,801	0	170,801
74,282	0	74,282	5,832,316	0	5,832,316	78,516	0	78,516
29,674	0	29,674	2,415,468	0	2,415,468	81,400	0	81,400
3,713	0	3,713	164,622	0	164,622	44,337	0	44,337
51	0	51	1,536	0	1,536	30,118	0	30,118
0	0	0	0	0	0	0	0	0
169,469	0	169,469	18,960,708	0	18,960,708	111,883	0	111,883
101,152	0	101,152	4,478,853	0	4,478,853	44,278	0	44,278
202,847	0	202,847	4,976,749	0	4,976,749	24,534	0	24,534
1,044,012	0	1,044,012	41,740,624	0	41,740,624	39,981	0	39,981
50,465	256	50,209	463,613	1,144	462,469	9,187	4,469	9,211
10,498	231	10,267	101,774	1,051	100,723	9,695	4,550	9,810
17	0	17	216	0	216	12,706	0	12,706
1,408,991	487	1,408,504	51,761,829	2,195	51,759,634	36,737	4,507	36,748
16,068	4	16,064	1,781,784	163	1,781,621	110,890	40,750	110,908
70,380	187	70,193	3,627,613	2,149	3,625,464	51,543	11,492	51,650
220,018	193	219,825	8,812,922	1,000	8,811,922	40,055	5,181	40,086
46,827	1,466	45,361	389,493	5,997	383,496	8,318	4,091	8,454
19,620	852	18,768	205,114	5,800	199,314	10,454	6,808	10,620
299	0	299	6,065	0	6,065	20,284	0	20,284
373,212	2,702	370,510	14,822,991	15,109	14,807,882	39,717	5,592	39,966
537,572	4	537,568	39,630,951	163	39,630,788	73,722	40,750	73,722
1,539,390	187	1,539,203	89,902,277	2,149	89,900,128	58,401	11,492	58,407
2,245,384	193	2,245,191	104,846,406	1,000	104,845,406	46,694	5,181	46,698
1,047,189	1,785	1,045,404	36,029,206	7,660	36,021,546	34,406	4,291	34,457
38,898	1,083	37,815	448,848	6,851	441,997	11,539	6,326	11,688
552	0	552	9,753	0	9,753	17,668	0	17,668
5,408,985	3,252	5,405,733	270,867,441	17,823	270,849,618	50,077	5,481	50,104

(9) 新增分家屋に関する調
=木造家屋=

(平成29年1月2日～平成30年1月1日)

家屋の種類	区分	棟数		床面積		決定価格		単位当たり 価格 (円)/(イ) (円)
		総数	うち 増築分	総数(イ) (㎡)	うち 増築分	総額(ロ) (千円)	うち 増築分	
新	専用住宅	636	5	69,595	145	5,380,019	9,284	77,305
	共同住宅・寄宿舎	38	0	11,303	0	871,058	0	77,064
	併用住宅	5	1	506	51	36,240	3,189	71,621
増	旅館・料亭・ホテル	0	0	0	0	0	0	0
	事務所・銀行・店舗	7	2	490	17	23,662	1,343	48,290
	劇場・病院	3	0	599	0	37,744	0	63,012
分	工場・倉庫	3	0	171	0	7,438	0	43,497
	土蔵	0	0	0	0	0	0	0
	附属家	9	0	191	0	10,884	0	56,984
合計		701	8	82,855	213	6,367,045	13,816	76,846

=木造以外の家屋=

家屋の種類	区分	構造別	棟数		床面積		決定価格		単位当たり 価格 (円)/(イ) (円)	
			総数	うち 増築分	総数(イ) (㎡)	うち 増築分	総額(ロ) (千円)	うち 増築分		
新	事務所・百貨・店舗・	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄筋コンクリート造	1	0	190	0	22,255	0	117,132	
		鉄骨造	11	1	13,440	29	1,238,686	2,880	92,164	
		軽量鉄骨造	2	0	254	0	19,215	0	75,650	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		計	14	1	13,884	29	1,280,156	2,880	92,204	
	住宅・アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄筋コンクリート造	6	0	3,592	0	359,607	0	100,113	
		鉄骨造	15	0	6,893	0	619,141	0	89,822	
		軽量鉄骨造	106	0	16,683	0	1,420,942	0	85,173	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		計	127	0	27,168	0	2,399,690	0	88,328	
	増	病院・ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
			鉄筋コンクリート造	0	0	179	0	34,079	0	190,385
			鉄骨造	1	0	608	0	54,710	0	89,984
			軽量鉄骨造	0	0	0	0	0	0	0
			れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0	0
			計	1	0	787	0	88,789	0	112,820
分	工場・倉庫・市場	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄筋コンクリート造	1	0	61	0	4,795	0	78,607	
		鉄骨造	10	0	7,922	0	883,009	0	111,463	
		軽量鉄骨造	7	0	497	0	14,690	0	29,557	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		計	18	0	8,480	0	902,494	0	106,426	
その他	その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄筋コンクリート造	6	0	151	0	7,815	0	51,755	
		鉄骨造	1	0	100	0	4,225	0	42,250	
		軽量鉄骨造	7	0	105	0	1,957	0	18,638	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		計	14	0	356	0	13,997	0	39,317	
合計		174	1	50,675	29	4,685,126	2,880	92,454		

(10) 減少分家屋に関する調

=木造家屋=

区分 家屋の種類	棟数	床面積	決定価格	単位当たり 価格 (ロ)/(イ) (円)
	総数	総数 (イ) (㎡)	総額 (ロ) (千円)	
専用住宅	364	34,486	465,056	13,485
共同住宅・寄宿舍	15	2,231	30,039	13,464
併用住宅	30	3,883	48,136	12,397
旅館・料亭・ホテル	0	0	0	0
事務所・銀行・店舗	5	982	10,005	10,188
劇場・病院	2	322	5,011	0
工場・倉庫	9	959	3,339	3,482
土蔵	2	107	462	4,318
附属家	94	2,929	12,111	4,135
合計	521	45,899	574,159	12,509

=木造以外の家屋=

区分 家屋の種類	棟数	床面積	決定価格	単位当たり 価格 (ロ)/(イ) (円)
	総数	総数 (イ) (㎡)	総額 (ロ) (千円)	
事務所・店舗・百貨店	19	13,592	409,381	30,119
住宅・アパート	30	5,408	134,548	24,879
病院・ホテル	1	703	35,859	51,009
工場・倉庫・市場	34	87,486	2,403,776	27,476
その他	44	3,667	78,004	21,272
合計	128	110,856	3,061,568	27,618

(11) 家屋の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)

(各年1月1日現在)

年度	区分	床面積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単位当たり 評価額 (ロ)/(イ) (円)	課税標準額 (千円)
平成28年度	木造	6,061,914	162,816,082	26,859	162,794,504
	木造以外	5,436,567	272,358,139	50,097	271,801,460
	計	11,498,481	435,174,221	37,846	434,595,964
平成29年度	木造	6,098,612	168,268,732	27,591	168,247,154
	木造以外	5,474,691	277,747,810	50,733	277,183,203
	計	11,573,303	446,016,542	38,538	445,430,357
平成30年度	木造	6,136,976	161,779,508	26,361	161,758,155
	木造以外	5,405,733	270,849,618	50,104	270,294,948
	計	11,542,709	432,629,126	37,481	432,053,103

(12) 軽減税額等に関する調(家屋)

(平成30年1月1日現在)

区 分	減額割合	総 数			平成30年度に新たに軽減			平成30年度で軽減終了		
		個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)
法第352条の3第1項 震災等代替家屋等	-	0	0	0	0	0	0			
法附則第15条の6第1項 新築住宅	1/2	2,349	202,840	102,005	757	65,881	35,639	829	71,848	33,756
法附則第15条の6第2項 新築住宅(中高層耐火建築物)	1/2	595	39,142	23,126	167	9,455	5,845	164	10,355	6,352
法附則第15条の7第1項 認定長期優良住宅	1/2	1,090	117,919	59,847	186	20,379	11,749	256	27,358	12,485
法附則第15条の7第2項 認定長期優良住宅(中高層耐火建築物)	1/2	63	7,016	3,586	8	845	529	21	2,507	1,155
法附則 第15条の8 第1項 市街地 再開発 事業	第1種 住宅 (居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第1種 住宅 (非居住部分)	1/4	0	0	0	0	0	0	0	0
	第1種 住宅 以外	1/4	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅 (居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅 (非居住部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の8第2項 サービス付き高齢者向け住宅	-	20	769	403	0	0	0			
法附則 第15条の8 第3項 防災街区 整備事業	住宅(居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅(非居住部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅 以外	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9第1項 耐震改修(住宅)	1/2	13	1,336	156	13	1,336	156	13	1,336	156
法附則第15条の9第4項 バリアフリー改修(区分所有以外)	1/3	9	862	87	9	862	87	9	862	87
法附則第15条の9第5項 バリアフリー改修(区分所有)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9第9項 省エネ改修(区分所有以外)	1/3	4	477	54	4	477	54	4	477	54
法附則第15条の9第10項 省エネ改修(区分所有)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:1年目)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:2年目)	1/2	0	0	0	0	0	0			
法附則第15条の9の2第4項 省エネ改修(区分所有以外・認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第5項 省エネ改修(区分所有・認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の10第1項 耐震改修(住宅以外)	1/2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の11第1項 改修実演芸術公演施設	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成21年附則第8条第13項 特定市街化区域農地の貸家住宅	1/3	0	0	0				0	0	0
平成27年附則第17条第10項 特定市街化区域農地の貸家住宅	1/2	6	353	206				0	0	0
	2/3	0	0	0				0	0	0
平成27年附則第17条第12項 サービス付き高齢者向け住宅	1/3	199	7,489	4,904				50	1,635	1,148
平成30年附則第20条第8項 特定市街化区域農地の貸家住宅	1/2	18	1,032	497	0	0	0	0	0	0
	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		4,366	379,235	194,871	1,144	99,235	54,059	1,346	116,378	55,193

(13) 償却資産の価格等に関する調

(平成30年1月1日現在)

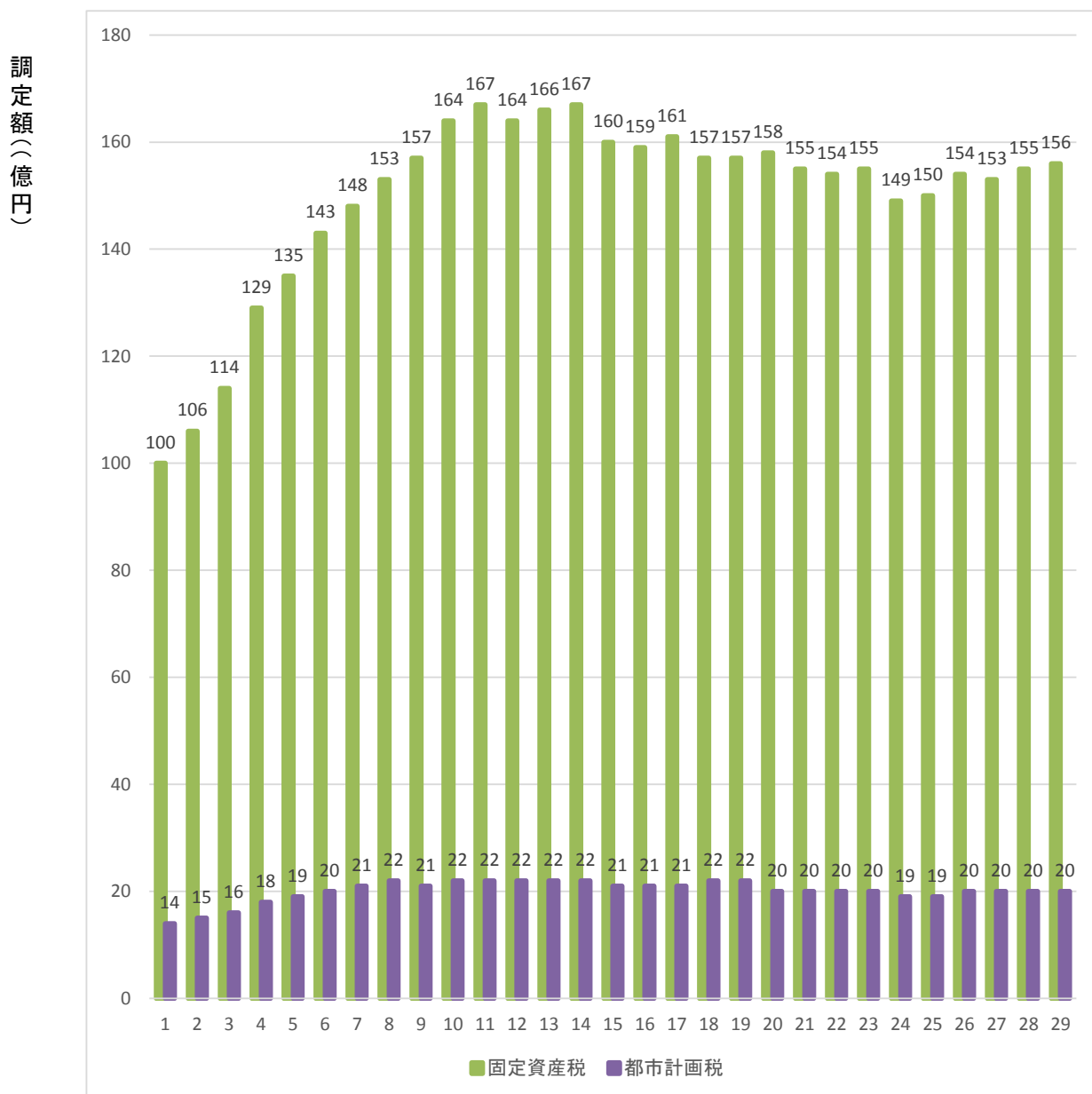
総括表		(法定免税点以上のもの) 納税義務者数 2,175人			
種類	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3 又は法附則第15 条の規定の適用 を受けるもの (イ) (千円)	(イ)以外のもの (千円)	
市町 村長 が 価 格 等 を 決 定 し た も の	構 築 物	34,094,667	34,067,545	65,281	34,002,264
	機 械 及 び 装 置	51,343,077	51,042,227	538,479	50,503,748
	船 舶	55,503	34,670	20,833	13,837
	航 空 機	0	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	444,855	440,655	4,200	436,455
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	23,518,422	23,506,435	16,395	23,490,040
	調 整 額	0	0		0
	小 計 (ハ)	109,456,524	109,091,532	645,188	108,446,344
法 第 3 8 9 条 関 係	総務大臣が価格等を 決定し、配分したもの	92,963,011	91,802,789		
	道府県知事が価格等を 決定し、配分したもの	7,202,841	5,940,222		
	小 計 (ニ)	100,165,852	97,743,011		
法第743条第1項の規定に より道府県知事が価格等を 決定したもの (ホ)		-	-		
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		209,622,376	206,834,543		
同 上 内 訳	市町村分の額		206,834,543		
	道府県分の額				

(14) 償却資産の課税標準の特例規定を受けるものに関する調

(単位:千円)

区 分		決定価格	特例率	課税標準額	
法第349条の3	第3項(1)	ガス事業用資産	29,337	1 / 3	9,779
	第3項(2)	ガス事業用資産	16,659	2 / 3	11,106
	第6項	内航船舶	41,665	1 / 2	20,833
	第10項	日本放送協会	22,740	1 / 2	11,370
	第21項	科学技術振興機構	6,526	1 / 2	3,263
法附則第15条	第2項(1)	公共の危害防止施設等	7,882	1 / 3	2,627
	第2項(2)	公共の危害防止施設等	5,373	1 / 6	896
	第2項1号	地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分	370	1 / 3	123
	第23項	日本郵政公社の民営化に係る承継特例	44,782	5 / 6	37,318
	第32項	再生可能エネルギー発電設備	731,531	2 / 3	487,687
	第33項	熱電併給型動力発生装置	21,885	5 / 6	18,237
	第41項	無電柱化	7,402	2 / 3	4,935
	第43項	経営力向上設備等	74,028	1 / 2	37,014

(15)固定資産税・都市計画税 年度別調定額(現年課税分)の推移(平成元年度～)



3 軽自動車税

(1) 年度別当初課税台数及び調定額の推移

車 種		年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年比(%)	
				(台)	(台)	(台)	(台)		
原 動 機 付 自 転 車	50 cc 以下			11,117	10,737	10,402	10,077	96.88	
	90 cc 以下			877	841	819	790	96.46	
	90cc を超えるもの			2,377	2,480	2,573	2,657	103.26	
	ミニカー			208	190	185	185	100.00	
	小 計			14,579	14,248	13,979	13,709	98.07	
軽 自 動 車	二 輪 車			2,778	2,804	2,804	2,799	99.82	
		三 輪 車	新 税 率	旧税率	1	0	0	0	-
				軽課なし	-	0	0	0	-
				75%減	-	0	0	0	-
				50%減	-	0	0	0	-
	25%減		-	0	0	0	-		
	重課	-	1	1	1	100.00			
	乗 用	営 業 用	新 税 率	旧税率	1	0	0	0	-
				軽課なし	-	0	0	1	-
				75%減	-	0	0	0	-
				50%減	-	0	0	0	-
		25%減	-	0	0	0	-		
		重課	-	0	0	0	-		
		自 家 用	新 税 率	旧税率	26,947	21,276	19,281	17,531	90.92
				軽課なし	-	212	2,221	4,311	194.10
				75%減	-	0	1	1	100.00
				50%減	-	737	696	425	61.06
			25%減	-	860	675	654	96.89	
			重課	-	4,416	5,118	5,425	106.00	
	貨 物		新 税 率	旧税率	289	228	219	196	89.50
				軽課なし	-	18	25	66	264.00
		75%減		-	0	0	0	-	
		50%減		-	0	0	0	-	
		25%減	-	9	15	12	80.00		
		重課	-	36	34	45	132.35		
		自 家 用	新 税 率	旧税率	9,782	6,356	5,538	4,812	86.89
				軽課なし	-	357	906	1,492	164.68
75%減	-			0	0	0	-		
50%減	-			0	0	0	-		
25%減	-	170	159	99	62.26				
重課	-	2,730	2,890	3,026	104.71				
小 計			39,798	40,210	40,583	40,896	100.77		
小 型 特 殊 自 動 車	農 耕 作 業 用		661	658	669	685	102.39		
	特 殊 作 業 用		365	385	383	388	101.31		
	小 計		1,026	1,043	1,052	1,073	102.00		
二輪の小型自動車			2,306	2,323	2,311	2,340	101.25		
合 計			57,709	57,824	57,925	58,018	100.16		
当 初 調 定 額			269,179 千円	326,263 千円	340,768 千円	353,532 千円	103.75		

* 非課税及び減免車両を除く課税台数

(2) 平成30年度軽自動車税課税状況

(平成30年4月1日現在)

区 分 車 種		賦課期日現在台数			非課税台数 (官公署分) (D)	減免台数 (E)	差引台数 (F) =(C)-(D)-(E)	税率 (円)	調定額 (千円)			
		一般 (A)	官公署(B)	計(C)=(A)+(B)								
原動機付自転車	50 cc 以下	10,092	27	10,119	27	15	10,077	2,000	20,154			
	90 cc 以下	790	16	806	16	0	790	2,000	1,580			
	90cc を超えるもの	2,658	37	2,695	37	1	2,657	2,400	6,377			
	ミニカー	186	0	186	0	1	185	3,700	685			
	小 計	13,726	80	13,806	80	17	13,709		28,795			
軽自動車	二 輪 車		2,800	0	2,800	0	1	2,799	3,600	10,076		
		三輪車	旧税率	0	0	0	0	0	0	3,100	0	
	軽課なし		0	0	0	0	0	0	3,900	0		
	新税率		75%減	0	0	0	0	0	0	1,000	0	
			50%減	0	0	0	0	0	0	2,000	0	
			25%減	0	0	0	0	0	0	3,000	0	
	重課		1	0	1	0	0	1	4,600	5		
	乗用	営業用	旧税率	0	0	0	0	0	0	5,500	0	
			軽課なし	1	0	1	0	0	1	6,900	7	
			新税率	75%減	0	0	0	0	0	0	1,800	0
				50%減	0	0	0	0	0	0	3,500	0
				25%減	0	0	0	0	0	0	5,200	0
		重課	0	0	0	0	0	0	8,200	0		
		自家用	旧税率	17,862	6	17,868	6	331	17,531	7,200	126,223	
			軽課なし	4,412	1	4,413	1	101	4,311	10,800	46,559	
			新税率	75%減	1	0	1	0	0	1	2,700	3
				50%減	430	1	431	1	5	425	5,400	2,295
	25%減			659	0	659	0	5	654	8,100	5,297	
	重課	5,549	2	5,551	2	124	5,425	12,900	69,983			
	四輪車	営業用	旧税率	202	0	202	0	6	196	3,000	588	
			軽課なし	69	0	69	0	3	66	3,800	251	
			新税率	75%減	0	0	0	0	0	0	1,000	0
				50%減	0	0	0	0	0	0	1,900	0
				25%減	12	0	12	0	0	12	2,900	35
		重課	45	0	45	0	0	45	4,500	203		
		自家用	旧税率	4,859	24	4,883	24	47	4,812	4,000	19,248	
			軽課なし	1,506	7	1,513	7	14	1,492	5,000	7,460	
新税率			75%減	0	0	0	0	0	0	1,300	0	
			50%減	0	0	0	0	0	0	2,500	0	
	25%減		99	0	99	0	0	99	3,800	376		
重課	3,054	11	3,065	11	28	3,026	6,000	18,156				
小 計	41,561	52	41,613	52	665	40,896		306,764				
小型特殊自動車	農耕作業用	685	0	685	0	0	685	2,400	1,644			
	特殊作業用	388	2	390	2	0	388	5,900	2,289			
	小 計	1,073	2	1,075	2	0	1,073		3,933			
二輪の小型自動車		2,340	19	2,359	19	0	2,340	6,000	14,040			
合 計		58,700	153	58,853	153	682	58,018		353,532			

4 市たばこ税

(1) 年度別種類別の売渡本数及び税額

内 訳 年 度	種 別	本 数					税 額 (円)	前年比 (%)	備 考
		売渡本数 (ア)	課税免除 (イ)	返還控除 (ウ)	差引 (ア)-(イ)-(ウ)	前年比 (%)			
平成23年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	297,564,341	0	1,178,876	296,385,465	90.73	1,368,708,061	114.22	平成22年度増税分 1,320円/1,000本 平成22年度増税分 626円/1,000本
	旧3級品の紙巻たばこ	9,007,900	0	7,780	9,000,120	160.70	19,710,266	184.40	
	手持ち品課税	132,460	0	0	132,460	—	173,513	—	
	旧3級品以外	130,540	0	0	130,540	—	172,312	—	
	旧3級品	1,920	0	0	1,920	—	1,201	—	
	計	306,704,701	0	1,186,656	305,518,045	87.57	1,388,591,840	112.81	
平成24年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	288,037,197	0	1,437,586	286,599,611	96.70	1,323,516,982	96.70	
	旧3級品の紙巻たばこ	10,874,480	0	10,740	10,863,740	120.71	23,791,590	120.71	
	計	298,911,677	0	1,448,326	297,463,351	97.36	1,347,308,572	97.03	
平成25年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	280,641,217	0	1,531,841	279,109,376	97.39	1,453,556,996	109.83	平成18年度増税分 321円/1,000本 平成18年度増税分 152円/1,000本 平成22年度増税分 1,320円/1,000本 平成22年度増税分 626円/1,000本
	旧3級品の紙巻たばこ	11,796,520	0	8,320	11,788,200	108.51	29,125,000	122.42	
	手持ち品課税	4,198,440	0	0	4,198,440	—	2,004,829	—	
	旧3級品以外①	3,534,260	0	0	3,534,260	—	1,134,497	—	
	旧3級品①	0	0	0	0	—	0	—	
	旧3級品以外②	654,980	0	0	654,980	—	864,573	—	
	旧3級品②	9,200	0	0	9,200	—	5,759	—	
計	296,636,177	0	1,540,161	295,096,016	99.20	1,484,686,825	110.20		
平成26年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	265,896,527	0	1,762,445	264,134,082	94.63	1,389,873,522	95.62	
	旧3級品の紙巻たばこ	12,240,500	0	4,460	12,236,040	103.80	30,528,919	104.82	
	計	278,137,027	0	1,766,905	276,370,122	93.65	1,420,402,441	95.67	
平成27年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	261,512,370	0	1,541,391	259,970,979	98.42	1,367,967,271	98.42	
	旧3級品の紙巻たばこ	12,848,600	0	7,220	12,841,380	104.95	32,039,246	104.95	
	計	274,360,970	0	1,548,611	272,812,359	98.71	1,400,006,517	98.56	
平成28年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	255,302,324	0	1,137,713	254,164,611	97.77	1,337,414,160	97.77	税率改正(H28年4月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	12,422,040	0	6,540	12,415,500	96.68	35,685,835	111.38	
	手持ち品課税(旧3級品)	360,020	0	0	360,020	—	154,775	—	
	計	268,084,384	0	1,144,253	266,940,131	97.85	1,373,254,770	98.09	
平成29年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	240,905,700	0	1,384,081	239,521,619	94.24	1,260,362,729	94.24	税率改正(H29年4月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	10,186,020	0	16,740	10,169,280	81.91	33,597,307	94.15	
	手持ち品課税(旧3級品)	286,301	0	0	286,301	79.52	123,736	79.95	
	計	251,378,021	0	1,400,821	249,977,200	93.65	1,294,083,772	94.23	

※平成23年度及び平成25年度における手持ち品課税分については、平成22年10月の税率改正による未収納分及び未申告収納分である。

※平成28年度における手持ち品課税分については、平成28年4月の税率改正による未収納分及び未申告収納分である。

5 入湯税

(1) 課税対象入湯客数に関する調

税率:1人1日につき 150円(宿泊を伴う者)
100円(日帰りの者)

(2) 年度別調定額に関する調

(単位:人・円)

	入湯客数	課税対象者	調定額	前年度比較	
				調定額	
				増減額	前年比(%)
平成20年度	349,414	87,111	13,066,650		
		27,628	2,762,800		
平成21年度	330,888	84,282	12,642,300	△ 424,350	96.75
		23,540	2,354,000	△ 408,800	85.20
平成22年度	315,765	81,792	12,268,800	△ 373,500	97.05
		21,075	2,107,500	△ 246,500	89.53
平成23年度	323,857	84,498	12,674,700	405,900	103.31
		17,768	1,776,800	△ 330,700	84.31
平成24年度	327,174	83,756	12,563,400	△ 111,300	99.12
		15,666	1,566,600	△ 210,200	88.17
平成25年度	307,055	83,223	12,483,450	△ 79,950	99.36
		13,331	1,333,100	△ 233,500	85.10
平成26年度	346,746	92,593	13,888,950	1,405,500	111.26
		13,641	1,364,100	31,000	102.33
平成27年度	362,749	98,569	14,785,350	896,400	106.45
		16,089	1,608,900	△ 244,800	117.95
平成28年度	337,840	104,283	15,642,450	857,100	105.80
		16,047	1,604,700	△ 4,200	99.74
平成29年度	361,113	108,691	16,303,650	661,200	104.23
		14,883	1,488,300	△ 116,400	92.75

※課税対象者の上段は宿泊、下段は日帰り

(3) 特別徴収義務者数:5施設(平成30年4月1日現在)

※ ただし、1施設は入湯税が課税免除となる料金設定である。□

(4) 入湯税の用途

入湯税は目的税であり、観光振興の目的で、平成29年度は都市イメージ広告事業、観光パンフレット作成、観光PR事業、観光案内所運営事業の費用に充てられた。

6 都市計画税

(平成30年1月1日現在)

(1) 都市計画区域及び課税区域に関する調

(単位:千㎡)

区 分	面 積	市街化 区 域 (イ)	市街化 調整区域 (ロ)	その他 (ハ)	計 (イ)+(ロ)+(ハ)	都市計画 事業の認 可の有無
課税区域 の面積		18,515	0	0	18,515	
都市計画 区域の面積	113,810	28,020	85,780	0	113,800	有

(2) 納税義務者に関する調

(単位:人)

区 分	土 地	家 屋	実 数
総 数 (イ)	44,422	51,618	65,806
法定免税点未満のもの (ロ)	1,052	1,705	2,302
法定免税点以上のもの (イ)-(ロ)	43,370	49,913	63,504

(3) 地積及び床面積等に関する調(法定免税点以上のもの)

区 分	土 地 の 地 積 (千㎡)				家 屋 の 床 面 積 (㎡)			
	宅 地 等			農 地	計	木造家屋	木造以外 の家屋	計
	宅 地	その他	小 計					
市街化区域	15,037	2,149	17,186	1,278	18,464	5,142,799	4,883,471	10,026,270

区 分	土 地 の 筆 数 (筆)				家 屋 の 棟 数 (棟)			
	宅 地 等			農 地	計	木造家屋	木造以外 の家屋	計
	宅 地	その他	小 計					
市街化区域	74,966	9,414	84,380	3,536	87,916	46,844	13,420	60,264

(4) 決定価格及び課税標準額に関する調(法定免税点以上のもの)

区 分	決 定 価 格				課 税 標 準 額					
	市街化区域 (千円)	市街化 調整区域 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)	市街化区域 (千円)	市街化 調整区域 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)		
土 地	宅 地	住宅 小規模住宅用地	653,515,547	0	0	653,515,547	217,793,208	0	0	217,793,208
		住宅 一般住宅用地	135,163,172	0	0	135,163,172	90,077,841	0	0	90,077,841
	非住宅用地	261,741,510	0	0	261,741,510	178,729,969	0	0	178,729,969	
	小 計	1,050,420,229	0	0	1,050,420,229	486,601,018	0	0	486,601,018	
地	農 地	34,532,310	0	0	34,532,310	22,606,352	0	0	22,606,352	
	そ の 他	106,740,388	0	0	106,740,388	73,463,121	0	0	73,463,121	
	計	1,191,692,927	0	0	1,191,692,927	582,670,491	0	0	582,670,491	
家 屋	木 造 家 屋	139,289,306	0	0	139,289,306	139,267,953	0	0	139,267,953	
	木造以外 の家屋	242,943,112	0	0	242,943,112	242,388,662	0	0	242,388,662	
	計	382,232,418	0	0	382,232,418	381,656,615	0	0	381,656,615	
合 計	1,573,925,345	0	0	1,573,925,345	964,327,106	0	0	964,327,106		

7 特別土地保有税

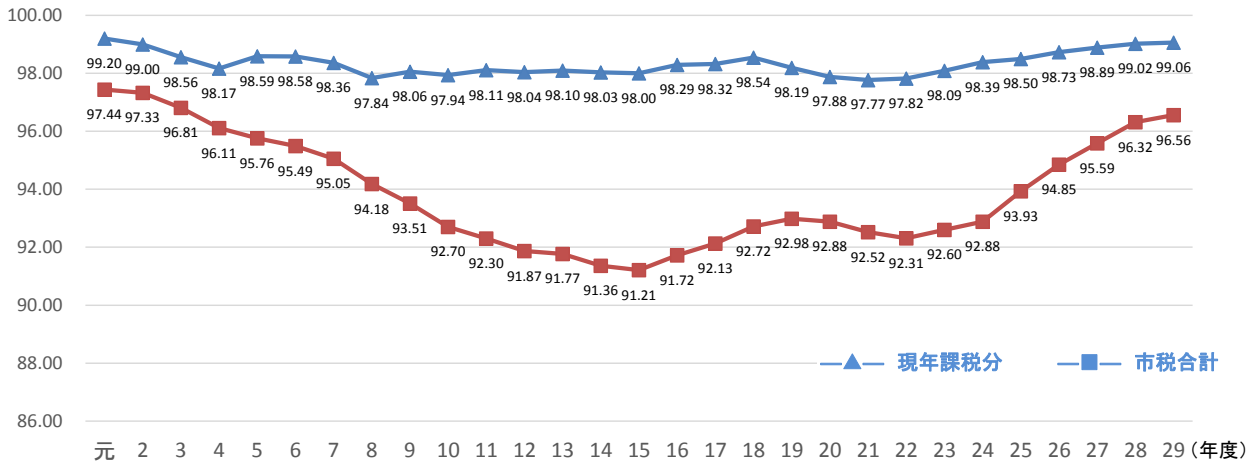
※税制改正により平成15年度以降の新たな課税は停止されています。

第3章 徵 収

1 市税収納率の推移

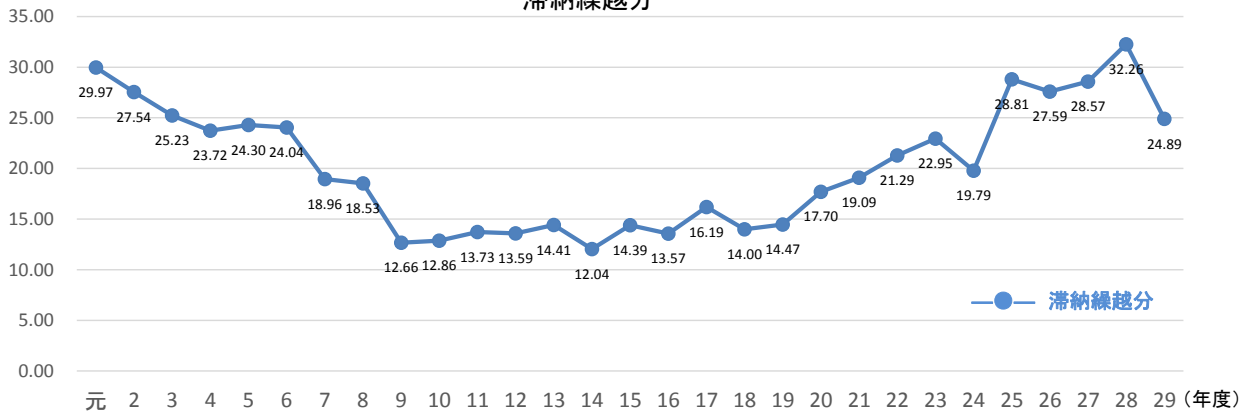
(単位 %)

現年課税分と市税合計



(単位 %)

滞納繰越分



(単位: %)

年度(平成)	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
現年課税分	99.20	99.00	98.56	98.17	98.59	98.58	98.36	97.84	98.06	97.94	98.11	98.04	98.10	98.03	98.00
滞納繰越分	29.97	27.54	25.23	23.72	24.30	24.04	18.96	18.53	12.66	12.86	13.73	13.59	14.41	12.04	14.39
市税合計	97.44	97.33	96.81	96.11	95.76	95.49	95.05	94.18	93.51	92.70	92.30	91.87	91.77	91.36	91.21

(単位: %)

年度(平成)	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
現年課税分	98.29	98.32	98.54	98.19	97.88	97.77	97.82	98.09	98.39	98.50	98.73	98.89	99.02	99.06
滞納繰越分	13.57	16.19	14.00	14.47	17.70	19.09	21.29	22.95	19.79	28.81	27.59	28.57	32.26	24.89
市税合計	91.72	92.13	92.72	92.98	92.88	92.52	92.31	92.60	92.88	93.93	94.85	95.59	96.32	96.56

2 年度別 市税滞納処分(差押え・公売)状況

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度			
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)		
差押え	債権	517	254,392,856	666	274,234,497	727	274,157,498	587	169,815,335	
	動産	0	0	3	3,873,028	0	0		0	
	不動産	154	261,073,219	146	164,216,422	130	157,031,938	68	49,100,858	
		671	515,466,075	815	442,323,947	857	431,189,436	655	218,916,193	
公売	不動産	公売公告	6		9		7		7	
		公売実施	4		8		7		7	
		落札	1	60,000	1	6,661,000	4	57,828,000	3	23,091,111
	動産	公売公告	0		3		0		0	
		公売実施	0		2		0		0	
		落札	0	0	2	134,351	0	0	0	0

※公売の落札欄の金額は、落札額を記載

3 年度別 督促状発付状況

税目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
個人市民税	32,383	1,068,890,889	29,890	971,627,262	25,829	831,488,111	24,742	752,837,541
法人市民税	402	27,487,365	381	24,994,100	333	22,501,815	321	20,472,200
固定資産税・都市計画税	25,715	933,122,032	24,048	825,138,400	23,476	766,531,367	22,797	742,094,298
軽自動車税	7,591	36,953,400	7,444	31,987,560	7,446	42,796,700	7,043	41,801,900
計	66,091	2,066,453,686	61,763	1,853,747,322	57,084	1,663,317,993	54,903	1,557,205,939

4 市税の滞納に対する特別措置に関する条例

- (1) 公布 平成12年3月31日
 (2) 施行 平成12年7月1日

5 市税滞納審査会

- (1) 設置 平成12年7月1日
 (2) 構成 委員 6名(会長 1、副会長 1、委員 4)
 ┌ 市民代表 1名
 └ 学識経験者 5名
 (3) 任期 2年
 (4) 開催実績 26回

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
回数	3	1	3	3	2	2	1	1	1	1
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29		
回数	1	1	1	1	1	1	1	1		

※平成30年6月30日の任期満了後、7月1日以降は新たに委員会委員を委嘱せず、諮問の必要が生じた場合に委嘱の上、審査会を開催することとした。

6 市税の納付方法別の件数及び割合

(平成30年5月31日現在)

(平成29年度における平成29年度分の納付件数及び割合)

税目	納付方法	納付件数	割合	計
個人市民税 (普通徴収)	金融機関・支所等	45,954 件	36.38 %	126,307 件
	コンビニエンスストア	47,855 件	37.89 %	
	口座振替	32,498 件	25.73 %	
固定資産税・ 都市計画税	金融機関・支所等	87,364 件	28.79 %	303,514 件
	コンビニエンスストア	61,499 件	20.26 %	
	口座振替	154,651 件	50.95 %	
軽自動車税	金融機関・支所等	20,987 件	36.14 %	58,066 件
	コンビニエンスストア	29,585 件	50.95 %	
	口座振替	7,494 件	12.91 %	
合計	金融機関・支所等	154,305 件	31.63 %	487,887 件
	コンビニエンスストア	138,939 件	28.48 %	
	口座振替	194,643 件	39.89 %	

7 市税の納期内納付率(前年度比較)

税目	期別	平成28年度	平成29年度	前年度比
個人市民税 (普通徴収)	第1期	79.45 %	79.98 %	0.53 %
	第2期	73.85 %	78.74 %	4.89 %
	第3期	73.01 %	76.65 %	3.64 %
	第4期	76.59 %	76.98 %	0.39 %
固定資産税・ 都市計画税	第1期	88.07 %	92.28 %	4.21 %
	第2期	90.61 %	91.31 %	0.70 %
	第3期	91.91 %	92.30 %	0.39 %
	第4期	93.12 %	93.06 %	▲ 0.06 %
軽自動車税	全期	76.41 %	78.26 %	1.85 %

※納期内納付率は、各納期の納期限日における収納率(収入額/調定額×100)を示す。

8 年度別市税延滞金徴収状況

年 度	金 額(円)	前年度比(円)	前年度比(%)
平成25年度	83,062,305	9,707,706	△ 16.4
平成26年度	126,592,153	43,529,848	52.4
平成27年度	109,818,042	△ 16,774,111	△ 13.3
平成28年度	127,470,199	17,652,157	16.1
平成29年度	106,717,052	△ 20,753,147	△ 16.3

9 市税不納欠損額の推移(欠損事由別)

(単位 円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法第15条の7第5項 即時消滅によるもの	10,558,267	7,223,946	16,581,864	4,538,289
法第15条の7第4項 執行停止後3年経過のもの	60,554,083	35,530,594	32,219,957	17,912,539
法第18条第1項 執行停止処分がされていたもの	40,403,569	32,666,174	16,789,032	9,314,258
法第18条第1項 消滅時効によるもの	48,582,943	51,486,603	30,795,619	33,715,622
合 計	160,098,862	126,907,317	96,386,472	65,480,708

10 納税貯蓄組合の組織状況

年 度	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
地域別組合	28	1,613	27	1,563	26	1,489	26	1,489	26	1,489
勤 務 先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業 種	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18
窓 口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	29	1,631	28	1,581	27	1,507	27	1,507	27	1,507

小田原市納税貯蓄組合連合会・平成22年5月26日解散

第4章 その他の資料

1 市税の負担額比較表

	人口数(人)	世帯数(世帯)
平成28年1月1日現在	193,944	79,214
平成29年1月1日現在	193,245	80,100

区分 税目	平成28年度			平成29年度			比較増減	
	決算額 千円	1世帯 当たり 円	人口 1人当たり 円	決算額 千円	1世帯 当たり 円	人口 1人当たり 円	1世帯 当たり 円	人口 1人当たり 円
市 税	33,207,024	419,207	171,220	33,268,654	415,339	172,158	△3,868	938
現年課税分	32,757,374	413,530	168,901	32,978,954	411,722	170,659	△1,808	1,758
市民税	13,710,636	173,083	70,694	13,893,864	173,456	71,898	373	1,204
固定資産税	15,396,139	194,361	79,384	15,497,186	193,473	80,194	△888	810
軽自動車税	320,681	4,048	1,653	334,169	4,172	1,729	124	76
市たばこ税	1,373,255	17,336	7,081	1,294,084	16,156	6,697	△1,180	△384
入湯税	17,247	218	89	17,792	222	92	4	3
都市計画税	1,939,416	24,483	10,000	1,941,859	24,243	10,049	△240	49
滞納繰越分	449,650	5,676	2,318	289,700	3,617	1,499	△2,060	△819

2 市税調定額比較表

(平成30年10月31日現在)

区分 税目	平成28年度 調定額 (千円)	平成29年度 調定額 (千円)	前年度比 (%)	平成30年度 調定見込額 (千円)	前年度比 (%)
市 税	34,474,619	34,455,187	99.94	33,973,590	98.60
現年課税分	33,080,627	33,291,486	100.64	32,852,300	98.68
市民税	13,877,958	14,046,389	101.21	14,020,382	99.81
個人	11,550,977	11,374,120	98.47	11,546,032	101.51
法人	2,326,981	2,672,269	114.84	2,474,350	92.59
固定資産税	15,529,567	15,634,078	100.67	15,295,103	97.83
純固定資産税	15,499,264	15,604,267	100.68	15,265,469	97.83
国有資産等所在市町村交付金 及び納付金	30,303	29,811	98.38	29,634	99.41
軽自動車税	326,343	340,097	104.21	353,404	103.91
市たばこ税	1,373,255	1,294,084	94.23	1,252,384	96.78
入湯税	17,247	17,792	103.16	18,255	102.60
特別土地保有税	0	0	0.00	0	-
都市計画税	1,956,257	1,959,046	100.14	1,912,772	97.64
滞納繰越分	1,393,992	1,163,701	83.48	1,121,290	96.36

3 税証明手数料等

年度	証明手数料		閲覧手数料		臨時運行許可申請手数料		試乗標識交付手数料		合計	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
平成20年度	36,927	12,937,700	3,839	782,300	1,275	956,500	49	24,500	42,090	14,701,000
平成21年度	32,599	11,613,400	3,791	786,000	1,355	1,016,250	48	24,000	37,793	13,439,650
平成22年度	35,920	12,600,100	3,597	728,100	1,440	1,080,000	52	26,000	41,009	14,434,200
平成23年度	35,079	12,255,000	3,368	685,700	1,416	1,062,000	50	25,000	39,913	14,027,700
平成24年度	38,515	13,414,500	3,399	696,000	1,333	999,750	38	19,000	43,285	15,129,250
平成25年度	36,488	12,817,900	3,486	716,100	1,259	944,250	41	20,500	41,274	14,498,750
平成26年度	40,310	13,813,900	3,230	660,600	1,065	798,750	48	24,000	44,653	15,297,250
平成27年度	39,942	13,564,200	3,361	677,800	1,012	759,000	45	22,500	44,360	15,023,500
平成28年度	40,105	13,476,000	3,200	650,000	1,008	756,000	54	27,000	44,367	14,909,000
平成29年度	39,496	13,434,200	3,199	960,600	1,001	750,750	48	24,000	43,744	15,169,550

備考： 証明手数料(土地・家屋等) 1件 300円 (2筆・棟まで300円、3筆・棟以上は1筆増すごとに100円を追加)
 証明手数料(住宅用家屋証明) 1件 1,300円
 閲覧手数料 1件 300円
 臨時運行許可申請手数料 1件 750円
 試乗標識交付手数料 1件 500円
 督促手数料 昭和38年10月廃止

4 納税義務者等に関する調

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
個人均等割	93,965	93,915	94,853	95,486	96,284 人
個人所得割	89,495	89,203	90,025	90,589	91,301 人
特別徴収個人(給与特徴)	52,272	53,855	59,364	60,831	61,685 人
特別徴収義務者(給与特徴)	9,503	10,133	11,855	12,213	12,454 人
特別徴収個人(年金特徴)	14,915	14,104	16,457	16,929	17,291 人
特別徴収義務者(年金特徴)	9	9	9	9	9 人
法人均等割	5,504	5,490	5,424	5,387	5,333 社
法人税割	5,457	5,440	5,372	5,333	5,279 社
固定資産税	72,518	72,976	73,233	73,501	74,055 人
土地	48,343	48,851	49,275	49,712	50,141 人
家屋	55,408	55,912	56,297	56,670	56,976 人
償却資産	2,042	2,083	2,116	2,141	2,175 人
軽自動車	57,002	57,009	57,824	57,925	58,018 台

5 固定資産評価審査委員会への審査申出状況

※ 評価替え年度

	審査申出件数	審査決定状況	審査会開催回数
平成24年度 ※	土地 5件、家屋 2件	棄却 2件、一部認容 1件、取下 4件	5回
平成25年度	土地 1件	棄却 1件	4回
平成26年度	家屋 1件	却下 1件	3回
平成27年度 ※	0件	-	2回
平成28年度	0件	-	1回
平成29年度	0件	-	2回

6 市税の賦課・徴収に要する経費調

(単位：千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度(見込)	
税 収 入 額	(1) 市 税	33,207,204	33,268,654	32,511,000	
	(2) 個 人 県 民 税	7,722,147	7,579,141	7,500,106	
	(3) 合 計	40,929,351	40,847,795	40,011,106	
徴 税 費	人 件 費	(4) 基 本 給	262,277	253,180	253,475
		(5) 諸 手 当	189,362	186,115	196,181
		(イ) 超 過 勤 務 手 当	28,785	25,463	29,374
		(ロ) 税 務 特 別 手 当	1,286	855	854
		(ハ) そ の 他 の 手 当	159,291	159,797	165,953
		(6) そ の 他	91,003	94,141	97,860
		(7) 小 計	542,642	533,436	547,516
	需 用 費	(8) 旅 費	13	4	68
		(9) 賃 金	17,515	11,860	12,776
		(10) そ の 他	123,544	80,154	80,854
		(11) 小 計	141,072	92,018	93,698
奨 励 金 及 び こ れ に 類 す る 経 費	(12) 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0	0	
	(13) そ の 他	43	42	54	
	(14) 小 計	43	42	54	
	(15) そ の 他	11,485	19,357	25,556	
	(16) 合 計	695,242	644,853	666,824	
県 民 税 徴 収 取 扱 費 (取 扱 委 託 金)	(17) 納 税 義 務 者 数 を 基 準 に し た 金 額	314,026	298,639	313,162	
	(18) 報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額	0	0	0	
	(19) 合 計	314,026	298,639	313,162	
税 収 入 (見 込) 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	(20) (16) - (19) (徴 税 費) - (県 民 税 徴 収 取 扱 費)	381,216	346,214	353,662	
	(21) (16) / (3) (徴 税 費) / (税 収 入 額)	2%	2%	2%	
	(22) (20) / (1) (徴 税 費) - (県 民 税 徴 収 取 扱 費) / (市 税 収 入)	1%	1%	1%	
徴 税 職 員 数	徴 税 職 員	73	74	75	
	臨 時 職 員 等	11	11	11	
	合 計	84	85	86	

(「平成30年度市町村税課税状況等の調べ」第39表より)

7 平成29年家屋建築状況調

(平成30年4月1日)

区 分	木 造		非 木 造		合 計	
	新 築	増築その他	新 築	増築その他	新 築	増築その他
棟 数	693	8	173	1	866	9
床面積(m ²)	82,642	213	50,646	29	133,288	242

8 平成29年登記済通知書に関する調

土 地			家 屋		
区 分	筆 数		区 分	棟 数	
表示登記	分 筆	1,742	表示登記	新 築	852
	合 筆	441		増 築	8
	地目変更	475		減 失	465
	そ の 他	400		そ の 他	85
	計	3,058		計	1,410
所有権移転登記		8,355	所有権移転登記		2,837
名義人表示登記		1,702	名義人表示登記		547
合 計		13,115	合 計		4,794

9 電算処理業務の現況

税 目	業 務 処 理 内 容	備 考
軽 自 動 車 税	(昭和45年度実施) 納税通知書	(昭和55年度実施) 収納消込処理
固定資産税	(昭和41年度実施) 土地・家屋課税標準 (昭和42年度実施) 土地・家屋課税状況調査、納税通知書、 名寄調定表、土地概要調書、土地統計 調査資料、評価調書照合表	日・月計表 納入者一覧表 過誤納一覧表 収入状況一覧表(COM) 更正データチェックリスト 還付通知書 過誤納金還付整理表 督促状・催告書 滞納整理票(現年度分) 滞納整理票(滞納繰越分) 未納者一覧表
	(昭和42年度実施) 納税通知書 (昭和45年度実施) 宛名	※ オンライン実施 市 県 民 税 (昭和61年度) 固定資産税 (昭和62年度) 口 座 (昭和62年度) 納 蓄 (昭和63年度) 軽自動車税 (平成元年度) 収 納 (平成2年度)
市 県 民 税	(昭和41年度実施) 納税通知書、課税台帳、変更決議書、 調定表、課税状況調査、銀行別合計表、 修更正、随時課税	※ 市税滞納整理管理システム (平成13年11月導入)
	(昭和41年度実施) 課税台帳、指定通知書・税額通知書、 調定表、変更決議書、課税状況調査、 普通徴収繰入(年度当初)、修更正、 随時課税	※ 基幹業務システム再構築 CP→ADWORLD(平成26年度移行)
法 人 市 民 税	(昭和57年度実施) 課税台帳、申告書、更正決定通知書、 交付税資料、調定表	※ 確定申告等の国税連携システム (平成23年1月導入) ※コンビニエンスストア収納開始(平成23年4月～) 市 県 民 税 (普通徴収) 固定資産税・都市計画税 軽自動車税

10 市税の税率表(その1)

区分	市民					法人																															
	個人				法人																																
納税義務者	1. 1月1日現在、市内に住所を有する個人で、次に掲げる者 (ア) 前年中に所得がある者 (イ) 毎年1月1日以降に退職所得がある者(現年分離課税) 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者					1. 市内に事務所又は事業所を有する法人 2. 市内に寮等を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しない法人及び事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団、財団																															
課税標準	前年中の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額又は分離課税に係る譲渡所得金額 ただし、納税義務者欄の1の(イ)の者については、退職所得金額					1. 均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> H.6.4.1以降に終了する事業年度から適用	資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000円	50人以下	410,000円	10億円超	50人超	1,750,000円	50人以下	410,000円	50億円以下	50人超	400,000円	50人以下	160,000円	1億円超	50人超	150,000円	50人以下	130,000円	1億円以下	50人超	120,000円	50人以下	50,000円	上記以外の法人等		50,000円
資本等の金額	従業者数	標準税率																																			
50億円超	50人超	3,000,000円																																			
	50人以下	410,000円																																			
10億円超	50人超	1,750,000円																																			
	50人以下	410,000円																																			
50億円以下	50人超	400,000円																																			
	50人以下	160,000円																																			
1億円超	50人超	150,000円																																			
	50人以下	130,000円																																			
1億円以下	50人超	120,000円																																			
	50人以下	50,000円																																			
上記以外の法人等		50,000円																																			
税率等	1. 均等割 市民税 3,500円(※2上乗せ500円) 県民税 1,800円(※1上乗せ300円 ※2上乗せ500円) 2. 所得割 市民税 6% 県民税 4.025%(※1上乗せ 0.025%) ※1=神奈川県は水源環境を保全・再生するための超過課税(上乗せ)を実施 (第1期)平成19年度分から平成23年度分まで (第2期)平成24年度分から平成28年度分まで ※2=東日本大震災に伴う復旧・復興事業のうち、全国の地方公共団体で行われる緊急防災・減災について、その財源を確保するために地方税の臨時特例法が制定された。 これに伴い超過課税(上乗せ)を実施。 (実施期間)平成26年度分から平成35年度分まで					2. 法人税割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等</td> <td>12.3%</td> </tr> </tbody> </table> S56.8.1以降に終了する事業年度から適用	区分	税率	資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	14.7%	資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	13.5%	資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	12.3%																							
区分	税率																																				
資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	14.7%																																				
資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	13.5%																																				
資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	12.3%																																				
期別	(普通徴収)				(給与徴収)	(年金特徴)																															
納期(市税条例)	6月1日	8月1日	10月1日	1月1日	6月～翌年5月(毎月)	4,6,8,10,12,翌年2月(2ヶ月ごと)																															
	6月30日	8月31日	10月31日	1月31日	翌月10日まで	対象月の翌月10日まで																															
						決算期後の2か月以内																															

10 市税の税率表(その2)

区分	固定資産税 (土地・家屋・償却資産)		都市計画税 (土地・家屋)		軽自動車税
納税義務者	1月1日現在、市内に所在する固定資産を所有する者				4月1日現在における軽自動車等の所有者
課税標準	1月1日現在における当該固定資産の価格		1月1日現在における当該固定資産の価格		(1)原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額1,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額1,200円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額1,600円 エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2つ以上輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額2,500円 (2)軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの(側車付のもの含む。) 年額2,400円 3輪のもの 年額3,900円(3,100円) 4輪以上のもの 乗用のもの(営業用) 年額6,900円(5,500円) 乗用のもの(自家用) 年額10,800円(7,200円) 貨物用のもの(営業用) 年額3,800円(3,000円) 貨物用のもの(自家用) 年額5,000円(4,000円) イ 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 年額1,600円 その他のもの 年額4,700円 (3)2輪の小型自動車 年額4,000円 ※平成27年3月31日までに初度検査を行った三輪及び四輪の車両は()内の税率を適用。平成27年4月1日以降に初度検査を行った車両は()外の税率を適用。
税率等	1.4/100		0.2/100		
免税点	土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満				
期別	1期	2期	3期	4期	全期
納期 (市税条例)	4月1日 } 4月30日	7月1日 } 7月31日	11月1日 } 11月30日	2月1日 } 同月末日	5月11日～5月31日

10 市税の税率表(その3)

区分	市たばこ税	特別土地保有税		入湯税
納税義務者	製造たばこの製造者及び 卸売販売業者等	取得後10年間を 経過しない土地 を1月1日に保有 する者	1月1日又は7月 1日前1年以内に 土地を取得した者	鉱泉浴場における入湯客
課税標準	売渡本数 従量税率 ●旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ 売渡本数×4,618円/1,000本 売渡本数×5,262円/1,000本 (平成25年4月以降売渡分から) 売渡本数×5,692円/1,000本 (平成30年10月以降売渡分から) ●旧3級品の紙巻たばこ 売渡本数×2,190円/1,000本 売渡本数×2,495円/1,000本 (平成25年4月以降売渡分から) 売渡本数×2,925円/1,000本 (平成28年4月以降売渡分から) 売渡本数×3,355円/1,000本 (平成29年4月以降売渡分から) 売渡本数×4,000円/1,000本 (平成30年4月以降売渡分から)	土地の取得価格 又は修正取得価格 のいずれか低い金額 1.4/100 免税点 5,000㎡未満	土地の取得価格 3/100 免税点 5,000㎡未満	鉱泉浴場への入湯行為 1日1人につき 宿泊 150円 日帰り 100円
税率等		平成15年度以降 課税停止 (新たな課税は行わない)		
期別	毎月	全期	全期	毎月
納期 (市税条例)	翌月末日	5月31日	2月末日 又は 8月末日	翌月末日

11 市税税率の推移（その1）

区 分		年 度									
		S 25	S 26	S 27	S 28	S 29	S 30	S 31	S 32	S 33	S 34
市 民 税	個 人	均 等 割	600円		500円		400円（県民税 100 円）				
		所 得 割	所得税								
		額 の	$\frac{18}{100}$		$\frac{13}{100}$		$\frac{15}{100}$		$\frac{18.5}{100}$		$\frac{20}{100}$
		18 %									
法 人	均 等 割	1,800 円									
	法 人 税 割	法人税	額 の	$\frac{12.5}{100}$		$\frac{7.5}{100}$		$\frac{8.1}{100}$			
		$\frac{15}{100}$									
固 定 資 産 税		1.6 %		1.5 %		1.4 %					
	免 税 点	土 地	10,000						20,000		
		家 屋	10,000						30,000		
	(円未満)	償 却 資 産	10,000	30,000		50,000		100,000		150,000	
自 転 車 荷 車 税 (S25～32年度)		普 通 自 転 車	200 円		三 輪 車	500 円		原 動 機 付 自 転 車		軽 自 動 車	
軽 自 動 車 税 (S33年度以降)		三 輪 車	1,000 円		簡 易 発 動 機 自 転 車	1,000 円		50cc 以下 500 円 90cc 以下 800 円 125cc 以下 1,000 円		農 耕 作 業 用 1,000 円 そ の 他 二 輪 の 小 型 自 転 車 2,500 円	
		四 輪 車	800 円		原 動 機 付 自 転 車	500 円					
		二 輪 車	600 円		リ ャ カ ー	200 円					
市 た ば こ 消 費 税						$\frac{10}{115}$		9 %		11 %	
電 気 税 (免 税 点 [円 / 月])		10 % (電 気 ガ ス 税)									
ガ ス 税 (免 税 点 [円 / 月])		10 %									
特 別 土 地 保 有 税											
都 市 計 画 税							0.1 %		0.2 %		
沿 革		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和25年度シャープ勧告に基づく地方税制の改革 ・昭和26年度法人税割の創設 特別徴収の方法採用 ・昭和29年度道府県民税市たばこ消費税創設 ・昭和30年度基準年度制創設 ・昭和31年度固定資産等所在市町村交付金・納付金、都市計画税創設 ・昭和33年度自転車荷車税廃止軽自動車税創設 ・昭和39年度土地について負担調整措置が設けられた ・昭和40年度市町村民税の課税が本文方式に統一 									

S 36	S 37	S 38	S 39	S 40	S 41	S 42	S 43	S 44	S 45	S 46	S 47	S 48	S 49	S 50
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

準 拠 税 率	標 準 税 率
---------	---------

1千万円超	4,000円
1千万円以下	2,400円

8.4%	8.9%	9.1%	12.1%	※ S51と同じ
------	------	------	-------	----------

24,000	80,000	150,000
	50,000	80,000
	300,000	1,000,000

軽自動車	原動機付自転車	小型特殊自動車
二輪 1,500円	50cc以下 500円	農耕用 1,000円
三輪 2,000円	90cc以下 800円	特殊用 3,000円
四輪乗用 3,000円	125cc以下 1,200円	
四輪貨物 2,500円	軽自動車	二輪の小型自動車
	二輪 1,500円	2,500円
	三輪 2,000円	
	四輪乗用 4,500円	
	四輪貨物 3,000円	

	12%	13.4%	13.4% 15%	15%	18.1%									
1本当たり単価	2円 601	2円 628	2円 714	2円 806	2円 932	3円 036	3円 164	3円 641	3円 833	3円 955	4円 094	4円 206	4円 331	4円 437

	9%	8%	7%									6%	6%	5%
(300)				(400)		(500)	(600)	(700)	(800)	(1,000)	(1,000)	(1,300)	50.1以降	(2,000)

	9%	8%	7%									6%	5%	4%
(300)				(500)	(700)	(800)	(1,000)	(1,200)	(1,400)	(1,600)	(2,100)	(4,000)	50.1以降	(4,000)

	保有分 1.4% (5,000㎡)
	取得分 3% (5,000㎡)

- ・昭和44年度個人市民税の特別徴収が10回徴収から12回徴収へ
- ・昭和45年度個人市民税の譲渡所得の分離課税制度創設
- ・昭和48年度特別土地保有税創設
- ・昭和49年度電気税及びガス税に分離
- ・昭和50年度から法人市民税超過課税実施
- ・昭和50年度納期前納付報奨金制度の廃止
- ・昭和50年度口座振替制度実施
- ・昭和53年度特別土地保有税免除制度創設

11 市税税率の推移（その2）

年度 区分		S 51	S 52	S 53	S 54	S 55																												
		個人均等割	1,200円（県民税 300円）				1,500円																											
市 法 民 均等割	個人所得割	標準税率																																
	均等割	1億円超 (従業員100人超) 24,000円	1億円超 (従業員100人超) 80,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>100人超</td> <td>800,000</td> </tr> <tr> <td>100人以下</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>100人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>100人以下</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>100人超</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>100人以下</td> <td>24,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>24,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>8,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	100人超	800,000	100人以下	80,000	10億円超 50億円以下	100人超	400,000	100人以下	80,000	1億円超 10億円以下	100人超	80,000	100人以下	24,000	1千万円超 1億円以下	24,000				1千万円以下	8,000			
		資本等の金額	従業者数	標準税率																														
		50億円超	100人超	800,000																														
			100人以下	80,000																														
		10億円超 50億円以下	100人超	400,000																														
			100人以下	80,000																														
		1億円超 10億円以下	100人超	80,000																														
	100人以下		24,000																															
	1千万円超 1億円以下	24,000																																
1千万円以下	8,000																																	
1億円超 (＼ 100人以下) 12,000円	1億円超 (＼ 100人以下) 24,000円																																	
1千万円超1億円以下 12,000円	1千万円超1億円以下 24,000円																																	
1千万円以下 7,200円	1千万円以下 8,000円																																	
		※ 昭和53年4月1日以後終了する事業年度分から適用																																
法人税割	10億円以上	14.5%																																
	5億円以上10億円未満	13.3%																																
	5億円未満	12.1%																																
固定資産税	1.4% (免税点:土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円)																																	
軽自動車税	原動機付自転車 四輪乗用 営業用 5,200円 50cc以下 650円 自家用 5,900円 90cc以下 1,000円 四輪貨物 営業用 2,900円 125cc以下 1,300円 自家用 3,300円 軽自動車 小型特殊自動車 二輪 2,000円 農耕用 1,300円 三輪 2,600円 特殊用 3,900円 二輪の小型自動車 3,300円		原動機付自転車 50cc以下 700円 90cc以下 1,100円 125cc以下 1,450円 軽自動車 二輪 2,200円 三輪 2,850円																															
市たばこ消費税	18.1%	4円 674	6円 701	6円 796	6円 890	6円 989																												
電気税	5% (2,000円)	5% S52. 6以降(2,400円)			5% S55. 6以降(3,600円)																													
ガス税	3% S52. 1以降(4,000円)	2% S52. 6以降(4,800円)	2% S53. 6以降(6,000円)	2% S54. 6以降(7,000円)	2% S55. 6以降(10,000円)																													
特別土地保有税	保有 取得	1.4% (5,000㎡)	3% (5,000㎡)																															
都市計画税	0.2%																																	

S 56	S 57	S 58
------	------	------

(県民税 500 円)

資本等の金額	従業者数	標準税率
50億円超	100人超	800,000
	100人以下	80,000
10億円超 50億円以下	100人超	400,000
	100人以下	80,000
1億円超 10億円以下	100人超	80,000
	100人以下	24,000
1千万円超 1億円以下		24,000
1千万円以下		8,000

※ 昭和56年4月1日以後終了する事業年度分から適用

資本等の金額	従業者数	標準税率
50億円超	50人超	1,200,000
	50人以下	160,000
10億円超 50億円以下	50人超	700,000
	50人以下	160,000
1億円超 10億円以下	50人超	160,000
	50人以下	60,000
1千万円超 1億円以下	50人超	60,000
	50人以下	48,000
1千万円以下	50人超	48,000
	50人以下	16,000

※ 昭和58年4月1日以後終了する事業年度分から適用

昭和56年8月1日以降 終了する事業年度から適用	資本等の金額 10億円以上 5億円以上10億円未満 5億円未満	14.7 % 13.5 % 12.3 %
-----------------------------	---------------------------------------	----------------------------

四輪 乗用 営業用	5,200 円
自家用	5,900 円
四輪 貨物 営業用	2,900 円
自家用	3,300 円
小型特殊自動車	
農耕用	1,300 円
特殊用	3,900 円
二輪の小型自動車	3,300 円

8円 151	8円 590	8円 670
		2 % S57. 6以降(12,000円)

11 市税税率の推移（その3）

年度		S 59		
区分				
市 民 税	個人均等割	1,500円（県民税 500円）		
	個人所得割	標準税率		
	法人均等割	資本等の金額	従業者数	標準税率
		50億円超	50人超	3,000,000
			50人以下	400,000
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000
			50人以下	400,000
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000
			50人以下	150,000
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000
50人以下	120,000			
1千万円以下	50人超	120,000		
	50人以下	40,000		
上記以外の法人等		40,000		
※ 昭和59年4月1日以後終了する事業年度分から適用				
法人税割	資本等の金額	10億円以上	14.7%	
		5億円以上 10億円未満	13.5%	
		5億円未満	12.3%	
固定資産税	1.4%（免税点:土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円）			
軽自動車税	原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	
	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円	
	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	特殊用 4,700円	
	125cc以下 1,600円	四輪 乗用営業用 5,500円	二輪の小型自動車 4,000円	
	ミニカー 2,500円	自家用 7,200円		
		四輪 貨物営業用 3,000円		
		自家用 4,000円		
市たばこ消費税	18.1% 9円 502			
電気税	5% S55.6以降(3,600円)			
ガス税	2% S57.6以降(12,000円)			
特別土地保有税	保有分	1.4%		
	取得分	3%		
都市計画税	0.2%			

S 60	S 61	S 62	S 63
------	------	------	------

2,000円（県民税 700円）

従量税率 売上本数 × 350 / 1,000 従価税率 小売定価 × 1.43 / 100	従量税率 売上本数 × 640 / 1,000 ※ 昭和61年5月1日改正 従価税率 { 小売価格 - (1本につき1円、1gにつき1円) × 14.3 / 100
---	---

(電気税の廃止)

(ガス税の廃止)

11 市税税率の推移（その4）

年度 区分		H元		H2	
		H元		H2	
市 民 税	個人均等割	2,000円（県民税 700円）			
	個人所得割	標準税率			
	法人均等割	資本等の金額	従業者数	標準税率	
		50億円超	50人超	3,000,000	
			50人以下	400,000	
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	
			50人以下	400,000	
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000	
			50人以下	150,000	
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	
50人以下	120,000				
1千万円以下	50人超	120,000			
	50人以下	40,000			
上記以外の法人等		40,000			
法人税割	資本等の金額	10億円以上	14.7%		
		5億円以上 10億円未満	13.5%		
		5億円未満	12.3%		
固定資産税	1.4%（免税点:土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円）				
軽自動車税	原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車		
	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円		
	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	特殊用 4,700円		
	125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用 5,500円			
	ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	二輪の小型自動車 4,000円		
		四輪 貨物 営業用 3,000円			
		自家用 4,000円			
市たばこ税	売渡本数 × $\frac{1,997}{1,000}$ 円				
特別土地保有税	保有分	1.4%			
	取得分	3%			
都市計画税	0.2%				

H 3	H 4	H 5
<p>1.4 % (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)</p>		

11 市税税率の推移（その5）

年度 区分		H 6		H 7																																
		個人		均等割		2,000円（県民税 700円）																														
個人		所得割		標準税率																																
市 民 税	法人	均等割		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000
		資本等の金額	従業者数	標準税率																																
		50億円超	50人超	3,000,000																																
			50人以下	410,000																																
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
			50人以下	410,000																																
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
			50人以下	160,000																																
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
			50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																		
	50人以下	50,000																																		
上記以外の法人等		50,000																																		
※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用																																				
法人		法人税割		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>10億円以上</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円以上 10億円未満</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円未満</td> <td>12.3%</td> </tr> </tbody> </table>		資本等の金額	10億円以上	14.7%		5億円以上 10億円未満	13.5%		5億円未満	12.3%																						
資本等の金額	10億円以上	14.7%																																		
	5億円以上 10億円未満	13.5%																																		
	5億円未満	12.3%																																		
固定資産税		1.4%（免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円）																																		
軽自動車税		<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>二輪 2,400円</td> <td>農耕用 1,600円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>三輪 3,100円</td> <td>特殊用 4,700円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,600円</td> <td>四輪 乗用 営業用 5,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>自家用 7,200円</td> <td>二輪の小型自動車 4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 営業用 3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 4,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	特殊用 4,700円	125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用 5,500円		ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	二輪の小型自動車 4,000円		四輪 貨物 営業用 3,000円			自家用 4,000円											
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																		
50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円																																		
90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	特殊用 4,700円																																		
125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用 5,500円																																			
ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	二輪の小型自動車 4,000円																																		
	四輪 貨物 営業用 3,000円																																			
	自家用 4,000円																																			
市たばこ税		売渡本数 × 1,997円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ） 948円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）																																		
特別土地保有税		保有分 1.4% 取得分 3%																																		
都市計画税		0.2%																																		

H 8	H 9	H 10
2,500円（県民税 1,000円）		

売渡本数×	2,434円／1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ）
	1,155円／1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）

11 市税税率の推移（その6）

区 分		年 度		
		H 11	H12	
市 民 税 人	個 均 等 割	2,500円（県民税 1,000円）		
	人 所 得 割	標 準 税 率		
	法 均 等 割	資本等の金額	従 業 者 数	標 準 税 率
		50億円超	50人超	3,000,000
			50人以下	410,000
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000
			50人以下	410,000
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000
			50人以下	160,000
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000
50人以下	130,000			
1千万円以下	50人超	120,000		
	50人以下	50,000		
上記以外の法人等		50,000		
※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用				
	法人税割	資本等の金額	10億円以上 14.7% 5億円以上 10億円未満 13.5% 5億円未満 12.3%	
固 定 資 産 税		1.4%（免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円）		
軽自動車税		原動機付自転車	軽自動車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円	
			二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円	
			小型特殊自動車 農耕用 1,600円 特殊用 4,700円 二輪の小型自動車4,000円	
市たばこ税		2,668円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ） 売渡本数 × 1,266円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）	※平成11年5月1日以降の売渡分から	
特別土地保有税		保 有 分 1.4% 取 得 分 3%		
都 市 計 画 税		0.2%		

H13	H14

11 市税税率の推移（その7）

区 分		年 度		
		H15	H16	
市 民 税	個 均 等 割	2,500円（県民税 1,000円）		
	人 所 得 割	標 準 税 率		
	法 人 均 等 割	資本等の金額	従業者数	標準税率
		50億円超	50人超	3,000,000
			50人以下	410,000
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000
			50人以下	410,000
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000
			50人以下	160,000
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000
50人以下	130,000			
1千万円以下	50人超	120,000		
	50人以下	50,000		
上記以外の法人等		50,000		
※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用				
	法人税割	資本等の金額	税率	
		10億円以上	14.7%	
		5億円以上10億円未満	13.5%	
		5億円未満	12.3%	
固定資産税		1.4%（免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円）		
軽自動車税		原動機付自転車	軽自動車	
		50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	
		90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	
		125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用 5,500円	
		ミニカー 2,500円	四輪 乗用 自家用 7,200円	
			四輪 貨物 営業用 3,000円	
			四輪 貨物 自家用 4,000円	
市たばこ税		平成15年7月1日から 売渡本数 × 2,997円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ） 1,412円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）		
特別土地保有税		平成15年4月1日から 課税停止		
入湯税				
都市計画税		0.2%		

H17	H18	H19	H20	H21
		市民税3,000円・県民税1,300円		
		市民税6%・県民税4%(上乗せ0.025%)		
		平成18年7月1日から 売渡本数 × 3,298円/1,000本(旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 1,564円/1,000本(旧3級品の紙巻たばこ)		
*平成17年4月1日から		宿泊	150円	
		日帰り	100円	

11 市税税率の推移（その8）

区 分		年 度		H22	H23	H24
市 民 税	個 人	均 等 割	市民税3,000円・県民税1,300円(上乘せ300円)			
		所 得 割	市民税6%・県民税4.025%(上乘せ0.025%)			
	法 人	均 等 割	資本等の金額	従業者数	標準税率	
			50億円超	50人超	3,000,000	
				50人以下	410,000	
			10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	
				50人以下	410,000	
			1億円超 10億円以下	50人超	400,000	
				50人以下	160,000	
			1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	
50人以下	130,000					
1千万円以下	50人超	120,000				
	50人以下	50,000				
上記以外の法人等				50,000		
		※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用				
	法人税割	資本等の金額	10億円以上	14.7%		
			5億円以上10億円未満	13.5%		
			5億円未満	12.3%		
固定資産税		1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)				
軽自動車税		原動機付自転車	軽自動車		小型特殊自動車	
		50cc以下 1,000円	二輪	2,400円	農耕用 1,600円	
		90cc以下 1,200円	三輪	3,100円	特殊用 4,700円	
		125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用	5,500円		
		ミニカー 2,500円	自家用	7,200円	二輪の小型自動車	
			四輪 貨物 営業用	3,000円	4,000円	
			自家用	4,000円		
市たばこ税		平成22年10月1日から 売渡本数 × 4,618円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 2,190円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)				
特別土地保有税		平成15年4月1日から 課税停止				
入湯税		宿泊 150円 日帰り 100円				
都市計画税		0.2%				

H25	H26	
	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)	
	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)	
	資本等の金額	
	10億円以上	12.1%
	5億円以上10億円未満	10.9%
	5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)
平成25年4月1日から	売渡本数 ×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)

11 市税税率の推移 (その9)

年度		H27																																
区分																																		
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乘せ500円)・県民税1,800円(上乘せ800円)																																
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乘せ0.025%)																																
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000	※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用
	資本等の金額	従業者数	標準税率																															
50億円超	50人超	3,000,000																																
	50人以下	410,000																																
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
	50人以下	410,000																																
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
	50人以下	160,000																																
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
法人税割	<table> <tr> <td>資本等の金額 10億円以上</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上 10億円未満</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </table>	資本等の金額 10億円以上	12.1%	5億円以上 10億円未満	10.9%	5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																											
資本等の金額 10億円以上	12.1%																																	
5億円以上 10億円未満	10.9%																																	
5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																																	
固定資産税	1.4%	(免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																
軽自動車税	<table> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>軽自動車</td> <td>小型特殊自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>二輪 2,400円</td> <td>農耕用 1,600円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>三輪 3,900円</td> <td>① 特殊用 4,700円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,600円</td> <td>② 四輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>② 二輪の小型自動車 4,000円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>四輪 乗用 営業用 5,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 乗用 自家用 10,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 自家用 3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 乗用 自家用 7,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 自家用 4,000円</td> <td></td> </tr> </table> <p>三輪及び四輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両</p>	原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円	90cc以下 1,200円	三輪 3,900円	① 特殊用 4,700円	125cc以下 1,600円	② 四輪 乗用 営業用 6,900円	② 二輪の小型自動車 4,000円	ミニカー 2,500円	四輪 乗用 営業用 5,500円			四輪 貨物 営業用 3,800円			四輪 乗用 自家用 10,800円			四輪 貨物 自家用 3,000円			四輪 乗用 自家用 7,200円			四輪 貨物 自家用 4,000円				
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円																																
90cc以下 1,200円	三輪 3,900円	① 特殊用 4,700円																																
125cc以下 1,600円	② 四輪 乗用 営業用 6,900円	② 二輪の小型自動車 4,000円																																
ミニカー 2,500円	四輪 乗用 営業用 5,500円																																	
	四輪 貨物 営業用 3,800円																																	
	四輪 乗用 自家用 10,800円																																	
	四輪 貨物 自家用 3,000円																																	
	四輪 乗用 自家用 7,200円																																	
	四輪 貨物 自家用 4,000円																																	
市たばこ税	平成25年4月1日から 売渡本数×5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																																	
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																	
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																	
都市計画税	0.2%																																	

H28

原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円
90cc以下 2,000円	① 三輪 3,900円	② 特殊用 5,900円
125cc以下 2,400円	③ 四輪 乗用 営業用 6,900円	④ 二輪の小型自動車 6,000円
ミニカー 3,700円	⑤ 四輪 乗用 家用 10,800円	
	⑥ 四輪 貨物 営業用 3,800円	
	⑦ 四輪 貨物 家用 5,000円	

三輪及び四輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

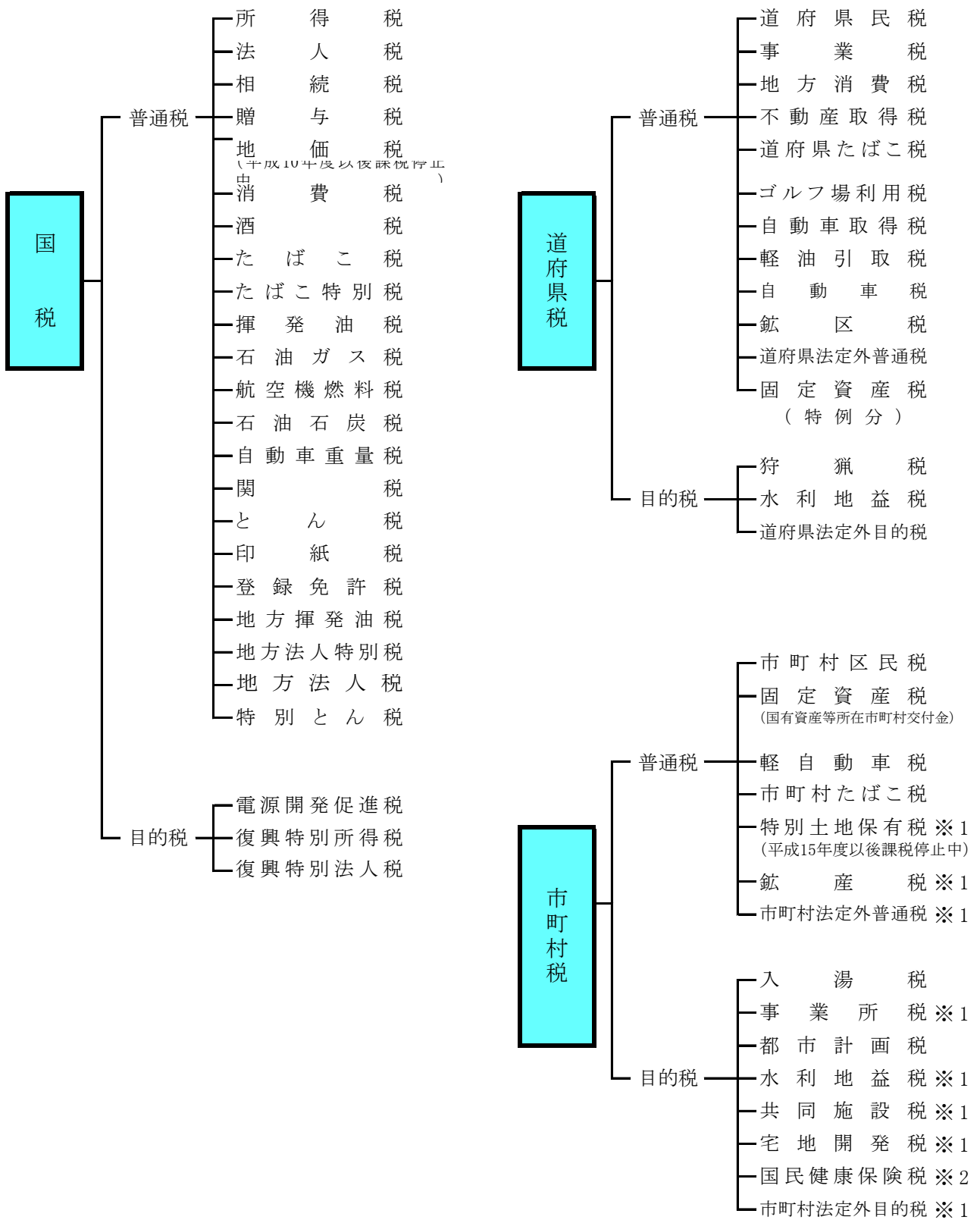
平成28年4月1日から
 売渡本数 × 5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)
 2,925円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)

11 市税税率の推移 (その10)

年 度		H29																																
区 分																																		
市 民 税	個 均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																
	人 所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																
	法 均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000
	資本等の金額	従業者数	標準税率																															
50億円超	50人超	3,000,000																																
	50人以下	410,000																																
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
	50人以下	410,000																																
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
	50人以下	160,000																																
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
人 法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </tbody> </table>		資本等の金額	税率	10億円以上	12.1%	5億円以上10億円未満	10.9%	5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																								
資本等の金額	税率																																	
10億円以上	12.1%																																	
5億円以上10億円未満	10.9%																																	
5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																																	
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																	
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下 2,000円</td> <td>二輪 3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 2,000円</td> <td>三輪 3,900円</td> <td>① 3,100円 ② 4,600円 ③ 特殊用 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 2,400円</td> <td>四輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>5,500円 8,200円 二輪の小型自動車 6,000円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>四輪 乗用 自家用 10,800円</td> <td>7,200円 12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td>3,000円 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 5,000円</td> <td>4,000円 6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>三輪及び四輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両 ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両 ※平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円	90cc以下 2,000円	三輪 3,900円	① 3,100円 ② 4,600円 ③ 特殊用 5,900円	125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用 6,900円	5,500円 8,200円 二輪の小型自動車 6,000円	ミニカー 3,700円	四輪 乗用 自家用 10,800円	7,200円 12,900円		四輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円		自家用 5,000円	4,000円 6,000円											
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円																																
90cc以下 2,000円	三輪 3,900円	① 3,100円 ② 4,600円 ③ 特殊用 5,900円																																
125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用 6,900円	5,500円 8,200円 二輪の小型自動車 6,000円																																
ミニカー 3,700円	四輪 乗用 自家用 10,800円	7,200円 12,900円																																
	四輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円																																
	自家用 5,000円	4,000円 6,000円																																
市たばこ税	平成29年4月1日から 売渡本数 × 5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 3,355円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																																	
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																	
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																	
都市計画税	0.2%																																	

年度		H30	
区分			
市 民 税 人	個人均等割		
	個人所得割		
	法人均等割		
	法人税割		
固定資産税			
軽自動車税	<p>原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車</p> <p>50cc以下 2,000円 二輪 3,600円 ① ② ③ 農耕用 2,400円</p> <p>90cc以下 2,000円 三輪 3,900円 3,100円 4,600円 特殊用 5,900円</p> <p>125cc以下 2,400円 四輪乗用 営業用 6,900円 5,500円 8,200円 二輪の小型自動車 6,000円</p> <p>ミニカー 3,700円 自家用 10,800円 7,200円 12,900円</p> <p>四輪貨物 営業用 3,800円 3,000円 4,500円</p> <p>自家用 5,000円 4,000円 6,000円</p> <p>三輪及び四輪の車両のうち</p> <p>①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両</p> <p>②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両</p> <p>③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両</p> <p>※平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		
市たばこ税	<p>平成30年10月1日から 5,692円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)</p> <p>平成30年4月1日から 売渡本数 × 4,000円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)</p>		
特別土地保有税			
入湯税			
都市計画税			

12 税制一覽



※ 地方譲与税及び地方交付税を除く。

※1 小田原市で課税のないもの
 ※2 小田原市では、料方式を採用

13 おもな税金の納期一覧表

(平成30年4月1日)

月	国 税	県 税	市 税
4		固定資産税〔第1期〕	
5	消費税及び地方消費税 (個人事業者・中間申告) 1回目	鉱区税(年分) 自動車税(年分)	固定資産税・都市計画税〔第1期〕 軽自動車税〔全期〕
6		個人県民税(普)〔第1期〕	個人市民税(普)〔第1期〕
7	申告所得税予定納税〔第1期〕 源泉所得税(納期特例)	固定資産税〔第2期〕	固定資産税・都市計画税〔第2期〕
8	消費税及び地方消費税 (個人事業者・中間申告) 2回目	個人事業税〔第1期〕 個人県民税(普)〔第2期〕	個人市民税(普)〔第2期〕
9			
10		個人県民税(普)〔第3期〕	個人市民税(普)〔第3期〕
11	申告所得税予定納税〔第2期〕 消費税及び地方消費税 (個人事業者・中間申告) 3回目	個人事業税〔第2期〕	固定資産税・都市計画税〔第3期〕
12	給与所得の年末調整	固定資産税〔第3期〕	
1	源泉所得税(納期特例)	個人県民税(普)〔第4期〕	個人市民税(普)〔第4期〕
2		固定資産税〔第4期〕	固定資産税・都市計画税〔第4期〕
3			
毎月	源泉所得税 翌月10日まで たばこ税 たばこ特別税	個人県民税(給与特徴) 県たばこ税 ゴルフ場利用税 地方消費税 軽油引取税	個人市民税(給与特徴) 市たばこ税 入湯税
随時	法人税 相続税 消費税及び地方消費税(法人) 印紙税 登録免許税	個人県民税(年金特徴) 2ヶ月ごと 不動産取得税 法人県民税 法人事業税 狩猟税 自動車取得税	個人市民税(年金特徴) 2ヶ月ごと 法人市民税

平成30年度 市税概要

編集・発行 平成31年2月

小田原市総務部市税総務課・市民税課・資産税課

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

電話 0465(33)1341

FAX 0465(33)1349